

琉球大学学術リポジトリ

冊封体制の解体と清末知識人の東アジア認識： 台湾・琉球・越南・朝鮮問題を通して

メタデータ	言語: 出版者: 西里喜行 公開日: 2007-12-27 キーワード (Ja): 冊封体制, 清国ジャーナリズム, 清国知識人, 台湾事件, 琉球問題, 越南問題, 朝鮮問題, 洋務派外交 キーワード (En): The framework of the Sinocentric World Order, The Chinese journalism in late Qing, The Chinese intellectuals in late Qing, The Taiwan Incident, The Ryukyu Incident, The Vietnam's problem, The Korea's problem, The Chinese diplomacy during Westernization Movement 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2787

III 清国ジャーナリズムに於る越南問題関連記事・論説見出し一覧及び概要

A「申報」の関連記事・論説見出し一覧及び概要

- 一八七三年十二月十日（同治十二年十月二十一日）
 - 為安南王代理 訟事之状師 請銷案 罷理へ 選錄 香港中外新聞（安南王の為に訟事を代理するの状師、案を銷し理を罷めんことを請う）
- 一八七四年十二月十七日（同治十三年十一月初九日）
 - 法人論 緬甸（法人、緬甸を論ず）（法国已に安南の數省を吞併し、今又緬甸を虎視す）
- 一八七四年十二月十八日（同治十三年十一月初十日）
 - 法人論 緬甸 接続前稿へ 選錄 香港華字日報（法人、緬甸を論ず 前稿を接続す）
- 一八七五年四月二十日（光緒元年三月十五日）
 - ◎ 論 中国与安緬接界形勢（中国と安緬の接界の形勢を論ず）
- 一八七五年六月十一日（光緒元年五月初八日）
 - 安法立約未成（安南・法国の立約未だ成らず）
- 一八七五年十月二十七日（光緒元年九月二十九日）
 - ◎ 西南大勢論（西南の大勢論）
 - 安南羈客回華（安南の羈客、華に回る）
- 一八七六年七月七日（光緒二年閏五月十六日）
 - 安南不靖（安南、靖んぜず）（香港の西報に云う。近ごろ傳うるに、安南

困小や靖んぜざるあり。王弟位を篡わんと意図するに因る)

一八七八年十二月十六日(光緒四年十一月二十三日)

○李逆郵耗(李揚材、衆を率いて関を出でて安南の土地を図らんと冀う)

一八七八年十二月十八日(光緒四年十一月二十五日)

◎論李揚材作乱大勢(李揚材の乱を作すの大勢を論ず)

一八七八年十二月十九日(光緒四年十一月二十六日)

◎李逆禍不可測宜速図勦説(李逆の禍は測るべからざれば宜しく速やかに勦を図るべきの説)

一八七八年十二月二十四日(光緒四年十二月初一日)

○李逆統耗(刻ごろ聞くに、李逆已に広西の太平府を奪取す。該処は安南の界を離ること一百餘里)

●辦近日所傳李揚材事(選錄香港循環日報)(近日傳うる所の李揚材の事を辦ず)

一八七八年十二月二十五日(光緒四年十二月初二日)

○香港報記李逆事(香港報、李逆の事を記す)(李揚材、既に安南に入り、勢い破竹の如し)

一八七九年一月三日(光緒四年十二月十一日)

◎李逆禍終不測説(李逆の禍は終に測られざるの説)

一八七九年一月六日(光緒四年十二月四日)

●西報論李逆事(西報、李逆の事を論ず)(西人、華官の手を束ねて策なきを見て、心に殊に疑い訝る)

一八七九年一月七日(光緒四年十二月十五日)

○調兵往安南（調兵して安南に往く）

一八七九年一月十五日（光緒四年十二月二十三日）
○越裳近事（李揚材、安南を竄擾すること経に已に数月。その初めて至るの時は、暹山及び五台山等の処を占拠す）

一八七九年一月十八日（光緒四年十二月二十六日）

○李逆乱耗詳記（李揚材は中国の革弁を以て端なくして擾して南藩に及ぶ。此れ固より薄海の臣民亟にその消滅を欲し冀う者なり）

一八七九年一月二十日（光緒四年十二月二十八日）

●越裳国政記聞（越裳の国政記聞）（越南は中朝の藩服と為りて久しく職貢の班に居る）

一八七九年一月二十八日（光緒五年一月初七日）

○李逆乱始案発（李逆の乱の始めの案発る）（歐羅巴洲の某洋行、香港・上海等の処に分設する者あり。李逆、之と稔密にして、陸統として軍火を購買し、已に一年有餘なり）

一八七九年一月二十九日（光緒五年一月初八日）

○南乱続聞（李逆、東京を窺伺し、漸やく基を立て、業に海拿の東北一百二十里に在るの泰梧連城は已にその奪う所と為るあり）

一八七九年一月三十日（光緒五年一月初九日）

◎声罪致討論（本朝藩属の朝鮮・琉球・安南・暹羅・緬甸は、皆その地を以て号と為し、自ら建てて大と為す者なし。李逆の僭妄此の如し）

一八七九年二月十四日（一月二十四日）

○越南近耗（去冬、李逆將に党を率いて関を出んとす）

- 一八七九年二月十七日（光緒五年一月二十七日）
 - 論中朝宜加意保護東瀛各國（選錄香港循環日報）（中朝は宜しく加意して東瀛各國を保護すべきを論ず）
- 一八七九年二月十九日（光緒五年一月二十九日）
 - ◎建置屏藩以固边防論（屏藩を建置して以て边防を固むるの論）
- 一八七九年二月二十八日（光緒五年二月初八日）
 - 越南近事（中朝命ずる所の馮軍門子材、兵を督して進勦し、刻下已に越南に抵る）
- 一八七九年四月二十九日（光緒五年閏三月初九日）
 - 南乱近聞（今、西報を閱るに云う。逆党は安南の内地に在りて華兵と相い離れること遠からず、と）
- 一八七九年五月二十二日（光緒五年四月初二日）
 - 南乱將已（南乱將に已まんとす）
- 一八七九年七月十七日（光緒五年五月二十八日）
 - 越南郵音（李揚材の勢、已に窮蹙し、その眷口は已に馮軍門の為に獲住せらる）
- 一八七九年七月十八日（光緒五年五月二十九日）
 - 越南捷音詳述（李逆已に臂助を失う。餘匪未だ淨尽せずと雖も、李逆業に經に敗竄すれば、餘子また復た熾んになり難し）
- 一八七九年七月二十三日（光緒五年六月初五日）
 - 越南軍耗（李逆、困りて潛かに水滸地方に回り、眷屬と相い会す）
- 一八七九年八月一日（光緒五年六月十四日）

○李逆近状（前報に李逆已に擒獲せらると紀すも、然れども究に確拠なし）

一八七九年八月十四日（光緒五年六月二十七日）
○港報綜紀李逆事（港報、李逆の事を綜紀す）

一八七九年九月二日（光緒五年七月十六日）
●訳録法安和約（法安和約を訳録す）（法国、今、安南国と新たに和約を立て、一千八百六十三年に立てる所の約を將て廢紙と為す）

一八七九年九月八日（光緒五年七月二十二日）
○書安法新約後（安法の新約の後に書す）（西貢一路のみならず東境の内もまた一律に法人よりその權を操りて、安南国主は僅かに府を守るの君と為るのみ）

一八七九年十一月十日（光緒五年九月二十七日）
○越南飢饉（越南また奇荒に遇い、災区甚だ広し）

一八七九年十一月二十日（光緒五年十月初七日）
◎中国自棄藩邦論（中国自ら藩邦を棄つるの論）（安南に就きて論ずれば、當時髮逆の遺子潜かに安南に竄す。乃ち中国未だ曾て告竣せざるの軍務なり）

一八八〇年一月一日（光緒五年十一月二十日）
○李逆餘聞（李揚材業に経に拿獲せらる）

一八八〇年一月三十日（光緒五年十二月十九日）
○越南可危（越南危うかるべし）（越南の地輿を查勘するの富冷士里、近ごろ忽ち人に刺死さる。查するに、富冷士里は越南君臣の悪む所と為る）

一八八〇年一月三十一日（光緒五年十二月二十日）

○越南危乱電音（越南危乱の電音）（倫敦より近日相い傳うるに、法蘭西國は越南の東京を兼併して以て己が有と為さんと欲す云々と）

一八八〇年二月六日（光緒五年十二月二十六日）
●論越南当善保東京（選錄香港循環日報）（越南は当に善く東京を保つべきを論ず）

一八八〇年二月二十五日（光緒六年一月十六日）
○越南近耗（探聞するに、法國の水師提督都巴黎、現に法廷の命を奉じ兵船を統率して越南に前往し、東京を奪取す）

一八八〇年三月十七日（光緒六年二月初七日）
○法國軍餉（聞くに、法國、越南の東京の一事を以て所有ゆる弁理するの諸務は在在に需用すれば、必ず宜しく預め籌画を為すべし、と）

一八八〇年四月八日（光緒六年二月二十九日）
●西報論中國事（西報、中國の事を論ず）（中國の一千八百七十九年の要事を統核するに、伊犁の一役より大なるはなし。：安南の李揚材の乱は皆漸やく平定す）

一八八〇年四月二十八日（光緒六年三月二十日）
○安南將開鐵路（安南、將に鐵路を開かんとす）

一八八〇年四月三十日（光緒六年三月二十二日）
◎論安法交渉情形（安法の交渉の情形を論ず）

一八八〇年五月五日（光緒六年三月二十七日）
○西貢擬開鐵路（西貢は擬して鐵路を開かんとす）

一八八〇年六月三十日（光緒六年五月二十三日）

○議取安南（議して安南を取らんとす）（西貢より相い傳うるに、西曆今年九月の間に、法國は將に兵六千名を遣し、往きて安南王の居する所の東京を取らんとす、と）

一八八〇年七月七日（光緒六年六月初一日）

●法人論華兵（法人、華兵を論ず）（他國の兵に在りては、未だ尽くは善からずと雖も間に長ずる所あるも、惟だ中國の兵のみは但その短を見て並びに長ずる所を見ず）

一八八〇年八月十七日（光緒六年七月十二日）

○越南近耗（港報に云う、越南の政治は修らず。賦歛は藝なく、故に内地多くは積盜の拠る所と為り、民反つて之に帰す）

一八八〇年十月七日（光緒六年九月初四日）

○越南近事（安南の西貢は法人の通商口岸と為り、政教号令は經に法人加意整頓す）

一八八〇年十月八日（光緒六年九月初五日）

○越南統信（竊に以為うに、越南の君臣は甚だ欲せずと雖も、事は中止し難し。且つ利の在る所、歐洲諸國は必ずまた中より指を染めんとする者あり）

一八八一年二月十三日（光緒七年一月十五日）

○李揚材事略（李揚材、字は達廷、廣東の合浦の人なり）

一八八二年四月十九日（光緒八年三月初二日）

○越南近聞（法國の西貢に駐紮するの官兵は十四日に於て、兵二百六十五人を發して尼的歷兵船に乗り、海防より海内に向かう）

一八八二年五月六日（光緒八年三月十九日）

○海防近耗（法國の芬花砲船、初五日に於て已に海内に駛入せり）

一八八二年五月十日（光緒八年三月二十三日）
○法兵得地（法兵地を得る）

一八八二年五月十一日（光緒八年三月二十四日）
◎論法人攻破安南海内奪取砲台海関事（法人安南の海内を攻破し砲台海関を奪取するの事を論ず）

一八八二年五月十二日（光緒八年三月二十五日）
◎再論法兵攻取安南海内（再び法兵安南の海内を攻守するを論ず）

一八八二年五月十六日（光緒八年三月二十九日）
◎安南非琉球之比説（安南は琉球の比に非ざるの説）

一八八二年五月十八日（光緒八年四月初二日）
○安南兵事続聞（海関は既に法人の得る所と為り、代わりて 税を為す）

一八八二年五月二十五日（光緒八年四月初九日）
○越南近事（十九日、越南の官六員、南都より巴思華路砲船に附搭して海防に至る）

一八八二年六月五日（光緒八年四月二十日）
○請勦匪党（匪党を勦せんことを請う）（法兵、既に海内を得るの後、安南の官員、諸を法國の將軍に請う）

一八八二年六月六日（光緒八年四月二十一日）
○法語可駭（法語駭くべし）（法兵、安南の海内地方を攻取するの一節は、李傅相聞知して曾て總理衙門に咨会す。曾襲侯の回電に云う。業に經に往きて詢えば、答えて称するに擬るに、此の事、中国と渉るなし、並びに當に再び兵船を免して安南に前往し以て軍威を張る等の語あり、と）

一八八二年六月三十日（光緒八年五月十五日）
○兵船赴越（兵船、越に赴く）（刻下、粵督已に兵船七艘を派し、兵を加え砲を増し、駛して安南に赴き、情形を察看せしむ）

一八八二年七月十三日（光緒八年五月二十八日）
○安南兵事（法人既に安南の海内を得て急ぎ自固の計を為す）

一八八二年七月十五日（光緒八年六月初一日）
◎保護安南十策総論（安南を保護するの十策 総論）

一八八二年七月二十日（光緒八年六月初六日）

◎保護安南十策第一（安南を保護するの十策 第一）
○西貢消息（華人の安南西貢に寓居する者、大都匪類多きに居る。：法官即ち匪類の貨を以て匪類を防御するの用と為すは、また変通に善しと謂うべし）

一八八二年七月二十四日（光緒八年六月初十日）

◎保護安南十策第二（安南を保護するの十策 第二）

一八八二年八月二日（光緒八年六月十九日）

◎保護安南十策第三（安南を保護するの十策 第三）

一八八二年八月三日（光緒八年六月二十日）

○外洋伝言（外国新聞紙述及す。中朝、兩広総督に命じて安南に前赴し、以て法人を退けしむの信あり、と）

一八八二年八月十六日（光緒八年七月初三日）

○捉獲会党（会党を捉獲す）（一日、華人の聚集会議するあり。突に法人の為に掩捕せられ、尽数捉獲せらる。計るに、会中の人四十二名）

一八八二年九月六日（光緒八年七月二十四日）
○派將領槍（將を派し槍を領す）（法國、越南に事あり。その兼併の情形は送も経に報に列す。越南は我が朝の屬國に係れば、勢い袖手傍觀する能わず）

一八八二年九月九日（光緒八年七月二十七日）
○保護安南十策第四（安南を保護するの十策 第四）

一八八二年九月二十日（光緒八年八月初九日）

○保護安南十策第七（安南を保護するの十策 第七）
○安南近聞（安南の海防は前に法國の擧る所と為るも、法人の布置は甚だ緩たり。華兵兼程馳赴す）

一八八二年九月二十二日（光緒八年八月十一日）
○保護安南十策第八（安南を保護するの十策 第八）

一八八二年九月二十九日（光緒八年八月十七日）
○保護安南十策第五（安南を保護するの十策 第五）

一八八二年九月二十九日（光緒八年八月十八日）
○安南近聞（八月初二日、該処の黒旗盜党五百人、生岱地方に前往す）

一八八二年十月三日（光緒八年八月二十二日）
○保護安南十策第六（安南を保護するの十策 第六）

一八八二年十月四日（光緒八年八月二十三日）
○記録西報（西報を記録す）（聞くに、法國現に欧州無事に因り、安南の東京等の処を將て擧りて己が有と為さんと欲す、と）

一八八二年十月六日（光緒八年八月二十五日）
◎保護安南十策第九（安南を保護するの十策 第九）

一八八二年十月七日（光緒八年八月二十六日）
◎保護安南十策第十（安南を保護するの十策 第十）

一八八二年十月九日（光緒八年八月二十八日）
◎収黄黒二旗党以衛安南説（黄黒二旗の党を収めて以て安南を衛るの説）

一八八二年十月十一日（光緒八年八月三十日）
○法使近聞（近ごろ安南の一節もて、中日の讒尚お未だ定まらざるに因り、駐京の法公使、滬に至りて歳を度るの計を為さんと意欲す）

一八八二年十月二十六日（光緒八年九月十五日）
○越南近事（中国統帯の某大員、近日一の告示を頒ち安南の海内地方の広東会館に貼る）

一八八二年十二月六日（光緒八年十月二十六日）
○安南疫癘（土人の癘に遭いて死する者共に一萬八千人）

一八八二年十二月十六日（光緒八年十一月初七日）
○安南風災（九月初十一兩日、安南王城に風災に遭う）

一八八二年十二月二十二日（光緒八年十一月十三日）
○海防近信（西貢の法國大員、文を海内の法員に行り、それに訪して中国兵丁の身に号衣を穿ち手に刀械を持つ者に遇有すれば、即ちに捕捉を行わしむ）

一八八三年一月九日（光緒八年十二月初一日）
○中法交渉近信（中法、安南の一節の為に略ぼ齟齬あり。現在、李傅相已に

○法公使と商酌妥貼すれば、以て無事に相い安んずべし。外洋消息へ前報に曾て曾襲侯安南の一事を商辦するが為に、英より法に赴くと云えり。：曾侯、刻ごろ已に啓節して英に回る。

一八八三年三月七日（光緒九年一月二十八日）
○越南消息（華正月十三日、法国、兵船一艘に兵五百名を載せ駛して安南に往くあり）

一八八三年三月十日（光緒九年二月二日）
○安南近聞（法兵、已に上月十七日に於て行き海内に抵り、舟を捨て陸に登る）

一八八三年三月十四日（光緒九年二月初六日）
○法使言旋（法使、ここに旋る）（法国の駐華公使、現に法国の電音之を召すを経て回國せんとす。法公使、李傳相と安南の一節を商辦するに縁る）

一八八三年四月三日（光緒九年二月二十六日）
○越南近信（香港の西字報、安南海防の情報を載有して言う。本月初三日、法兵船名は巴西惠爾、駛して峽嶺地方に至る）

一八八三年四月十二日（光緒九年三月初六日）
◎論法人召回公使事（法人の公使を召回するの事を論ず）
○安南近信（安南の南定地方の撫台、深く中国の必らず勝ち力めて保護を為すを信じ、故に安南王の令旨もてそれに命じて地を法人に譲らしむありと雖も、肯えて詔を奉ぜず）

一八八三年四月二十日（光緒九年三月十四日）
○倫敦電報（安南と法国は西曆一千八百七十四年に在りて、立てて和約あり。現在、法国、使臣を新簡して安南に前赴せしむ）

一八八三年四月二十四日（光緒九年三月十八日）
○越南統聞（二月二十八日、法兵進みて南甸地方を攻む。：越兵支うる能わ
ず）

一八八三年四月二十七日（光緒九年三月二十一日）
○折津近信（上海の中西各報の傳、津沽に到る。中に越南の近信を詳載する
あり。故に該処の人の報を見る者、惶惶として心動かざるなし）

一八八三年五月十日（光緒九年四月初四日）
○越事岌岌（法公使宝君、已に法廷の命を奉じ、仍お中国に留る。此れ已に
報に列す。北京の西人、之を聞きて殊に欣喜を為す）

一八八三年五月十三日（光緒九年四月初七日）

○電報録要（法国新たに使臣を發して安南に至らしむ。：安南の危うきこと
朝露の如し）
○伝言統述（前報に本埠の西人の伝を載せて言う。李傅相、両広・雲南三省
の経略を簡放するの信あり。と。茲に聞くに、此の説頗る確かなり）

一八八三年五月十六日（光緒九年四月初十日）

○論中法大局（中法の大局を論ず）
○越使求援（越使、援を求む）（越南の兩使臣、津に来るは、前に已に報に
列す。茲に聞くに、兩使臣、屢々郵音に接し、越南と法軍、開仗して三戰
三北し、危うきこと累卵の如きを知り、困りて津に在りて救を乞うは善策
に非ざるを思い、日内に擬して束装して京に晉み、將に秦庭の哭を效さん
とす）

一八八三年五月十七日（光緒九年四月十一日）
◎統論安南事（統いて安南の事を論ず）

一八八三年五月十八日（光緒九年四月十二日）

○津信録要（已に論旨あり。李傅相をして広南に至り当に法人と安南の事を妥商せしむ）

一八八三年五月十九日（光緒九年四月十三日）

○法人叵測（法人、測り叵し）（近来、法国兵船は、上海・香港一帯の海面に在りて不時来往す）

○電音録要（法国は前に擬して兵を用うるを定め、安南の兵費の数目は、現在各官均しく已に議准す）

一八八三年五月二十二日（光緒九年四月十六日）

○嘉謨入告論（嘉謨もて入告するの論）（安南は中国の藩服たり。ただに輔車の相い依ると云うのみならず、實に中国の門戸たり。門戸失うあれば、

中国更に屏蔽なし）

○安南近信（安南の東京の左近の各河は現に俱に淺涸にして、法人の兵船は行駛に便ならず）

一八八三年五月二十五日（光緒九年四月十九日）

○論法人得志於中国非泰西各国之利（法人志を中国に得るは泰西各国の利に非ざるを論ず）

○英京電音（法国の委局、昨ごろ経に關門聚會し、越南の事に論及す）

一八八三年五月二十六日（光緒九年四月二十日）

○論戦具（戦具を論ず）（連日西報の傳うる所の法廷聚議の情形は、則ち竟に法人皆一往直前の概ありて、務めて安南を踏平し漢境を侵奪して後已まんと欲するに似たり）

一八八三年五月二十九日（光緒九年四月二十三日）

○法事臆見（中国、安南の一事の為に、法人の將に罽端を開かんとするを恐る）

一八八三年五月三十日（光緒九年四月二十四日）

○越南世為中國藩服論（越南は世々中國の藩服たるの論）

○外洋消息（法國公使宝君、中國と安南の一事を議妥するも、法國外務大臣殊に然らずと為す）

○越南郵報（越南の朝廷、法人その憑陵を肆にし、敵氣日に熾んなるを以て、また悉く敵賦を索め法人と疆場に從事し、以て勝負を決せんと欲す）

一八八三年五月三十一日（光緒九年四月二十五日）

○客談（一客、奮然として起ちて曰く、今日の事、孰れか中法交渉より重き者あらんや、と）

○摘録西報（西報を摘録す）（各國の新聞紙、多く中法交渉の事を言うあるも、議論一ならず）

○北京郵信（法人、安南に侵入し、總理衙門頗る深く法人の為す所を憾む）

一八八三年六月一日（光緒九年四月二十六日）

◎書黑旗劉義徽文後（黑旗劉義の徽文の後に書す）

一八八三年六月四日（光緒九年四月二十九日）

○電音錄要（海内を守るの法兵は越南の兵の囲む所と為る。法兵出んと欲するも、越兵の阻む所と為る）

一八八三年六月五日（光緒九年五月初一日）

○法事要聞（法國、法兵の海内に困しむを知るに因り、故に水師兵船並びに鉄甲船三艘を將て尽數安南の東京に開往せしむ）

○法使南來（越南近報（邇來、越南軍務は旁午し、屢々法人と開仗し、越兵中に多く華人あり、内に在りて声勢す）

一八八三年六月六日（光緒九年五月初二日）

○安法近聞（法國の兵船、河内に困しめらるるの法兵を將て業に経に囲みを解くあり）

一八八三年六月七日（光緒九年五月初三日）

●越南事本末節略（識時務者稿）（越南の事の本末の節略）

一八八三年六月八日（光緒九年五月初四日）

◎法人好兵仇中国且怨他国説（法人は兵を好み中国を仇とし且つ他国を怨むの説）

○曾侯近耗（回国を請い病を養わんと欲す）

一八八三年六月九日（光緒九年五月初五日）

◎論黑旗劉義越南之捷（黑旗劉義の越南の捷を論ず）

一八八三年六月十日（光緒九年五月初六日）

●援越末議（願賦無衣人來稿）（越を援くの末議）

○辺徼伝言（法越の役に、法軍屢々敗れ、黒旗の劉義及び華兵大いに勝仗を獲る）

一八八三年六月十一日（光緒九年五月初七日）

◎論法人征馬達加斯加島事（法人の馬達加斯加島を征するの事を論ず）

一八八三年六月十二日（光緒九年五月初八日）

○法將述聞（計るに、法兵の安南に在る者、共に二千人）

一八八三年六月十三日（光緒九年五月初九日）

◎論保全属国之道（属国を保全するの道を論ず）
○安南消息（黒旗党人現に已に河内地方を退去し、並えて該党の蹤跡なし）
○法人集議（法人、安南を攻むるの一事の爲に、また曾て博く衆に諮る）

一八八三年六月十四日（光緒九年五月初十日）

○越南近聞（是の処の人民、法人既に東京を奪い復た南甸を攻め、志蚕食を存し勢鯨呑に類するに因り、忿怒に勝えざるあり。皆同仇の志、敵愾の心あり）

一八八三年六月十五日（光緒九年五月十一日）
○法人議安南事（法人、安南の事を議す）

一八八三年六月十七日（光緒九年五月十三日）

◎駁法人議安南事一（法人の安南の事を議するを駁す一）
●追溯法国謀取越南原起（法国の越南を謀取するの原起を追溯す）

一八八三年六月十八日（光緒九年五月十四日）

◎釈辨（越南は南海に処り、西瀛の諸強國の口の若き、徳の若き、奥意の若き者とは皆洋海を跨越し、相い去ること萬里）

○法軍又敗（法軍、また敗れる）
●続録法国謀越原起（續いて法国の越を謀るの原起を録す）

一八八三年六月十九日（光緒九年五月十五日）

○戕殺教士（教士を戕殺す）（越南の南定にて、法国の某神父、教友七人を帶同し、彼に在りて経過するに、突に越南の兵と相い遇う。その帶せる兵官、西人を喜ばず、：飭して神父等を將て尽数誅戮せしむ）
○越南近聞（十三日、法軍敗績し、凡そ軀を戰場に捐てる者の首級は悉く黒旗に斬去さる）
○東瀛瑣録（日本近ごろ法人の安南と釁を構えるに因り、故に擬して兩兵船を遣し、越南に前往して以て動靜を觀せしめんとす）

- 一八八三年六月二十日（光緒九年五月十六日）
 ◎ 駁法人議安南事二（法人の安南の事を議するを駁するの二）
 ○ 西人伝言（李傅相、安法の近日の情形を將て拝摺具奏す）
- 一八八三年六月二十一日（光緒九年五月十七日）
 ◎ 募勇說（勇を募るの説）（近時、吳楚江漢は勇丁を召募す。論者謂う。淮軍・湘軍は將に抽調して以て辺に備えんとす。法人、越南に事ありて中国の越は之と接壤するを以てなり、と）
- 外洋消息（法国の兩兵船：華三月二十八日に於て、：每艘兵一千を載せて安南に前赴す）
- 統録法国謀越原起（續いて法国の越を謀るの原起を録す）
- 一八八三年六月二十二日（光緒九年五月十八日）
 ○ 法事彙録（法廷、現に水師提督□爾に伝諭し、命じて中国の海口に在りて往来巡視せしむ）
- 黒旗檄録（黒旗の檄を録す）
- 一八八三年六月二十三日（光緒九年五月十九日）
 ◎ 駁法人議安南事三（法人の安南の事を議するを駁するの三）
- 一八八三年六月二十五日（光緒九年五月二十一日）
 ◎ 説戦（戦を説う）（法人の安南を攻むるの一事、法人の志は自ずから必ず戦うに在り）
- 法事近信（海防地方、近日、法人は並えて黒旗と開仗せず）
- 一八八三年六月二十六日（光緒九年五月二十二日）
 ◎ 論中国兵船僅足自守海口（中国の兵船は僅かに自ら海口を守るに足るを論ず）
- 法事述聞（華四月初九日、法国大いに議院を開き、安南の東京を取らんこ

とを議す

一八八三年六月二十八日（光緒九年五月二十四日）
○越事近報（越南の情形は現に甚だ静謐なり。五月より今に至るまで、兩軍

並えて未だ開仗の事あらず）
○析津近事（安南の一役、未だ必ずしも驟に兵釁を開かざるなり）

一八八三年六月二十九日（光緒九年五月二十五日）
○越南与朝鮮異勢説（越南と朝鮮は勢を異にするの説）

一八八三年七月二日（光緒九年五月二十八日）
○滇南辺界宜籌善後説（滇南の辺界は宜しく善後を籌るべきの説）

○越事近聞（河内の東北に現に中国兵士六千名あり）

一八八三年七月三日（光緒九年五月二十九日）
○或問（ある人問う）（越南の時事はそれ岌岌たり。法人既に九龍江上の嘉定諸省の地に拠りて以て根本と為す）

一八八三年七月四日（光緒九年六月初一日）
○電線当有以輔其不逮論（電線は当に以てその逮ばざるを輔くることあるべきの論）

○倫敦電信（本、擬して俄國に請い、中法の事を排解せしめんとするも、俄國は与聞を願わざるの意あるに似たり）
○越事可和（越事、和すべし）

一八八三年七月五日（光緒九年六月初二日）
○論法越与英緬大勢（法越と英緬の大勢を論ず）

○和局難成（和局、成り難し）
○法人探路（法人、路を探す）
○北京近信（安南の一事に至っては、都人寂として聞く所なし）

●安南末議へ吳国男子へ（甚だしきかな。今日の安南の役、中と法は將に戦に出んとす）

一八八三年七月七日（光緒九年六月初四日）
●説和へ滬北隱憂人來稿へ（和を説う）

一八八三年七月八日（光緒九年六月初五日）

◎論中法不至於戦不已（中法は戦に至らざれば已まざるを論ず）
○西貢近信へ（法国はまた兵を發して安南の東京を鎮定す）

一八八三年七月九日（光緒九年六月初六日）

◎中法争越論へ（中法の越を争うの論）
○海防近信へ（海防に至るに及び、該処並えて動靜なきを見る。但、謠言を聞くに、越南兵將に海防を攻めんとす）

一八八三年七月十日（光緒九年六月初七日）

○外洋消息へ（法兵敗るの信、巴黎斯に至り、法人大いに憤怒を為す）
○越南近耗へ（惟だ聞くに、法国の救兵、日ならずして海防に到るべければ、此の時、必ず一番の血戦あるべし）

一八八三年七月十一日（光緒九年六月初八日）

●西報論中法事へ（西報、中法の事を論ず）へ（一たび開戦を経れば、商貨の進出は俱に便ならざるあり。勢い必ず商人衰足し、敢えて貿遷せず。ただに中国の商務碍あるのみならず、即ち印度の商務もまた大いに折損するあり）
○法船抵越（法船、越に抵る）

一八八三年七月十三日（光緒九年六月初十日）

●西友間談へ（此の法越釁を構うるの初局に当り、將に決裂の勢いあれば、中国の諸人、正に當に志氣を奮發し、以て報国を図るの時なり）

一八八三年七月十五日（光緒九年六月十二日）

○法兵到越（法兵、越に到る）
○法人買馬（法人、馬を買う）（法人何の故に馬を買うやを探るも、その事秘密にして従りて実情を探聞するなし。意を以て之を測れば、大約將に之を越南に用いんとするも知るべからず）

一八八三年七月十八日（光緒九年六月十五日）

○越南近耗（法國の蜚燕羅載兵船、已に昨日に於て行ききて西貢に抵る）

一八八三年七月十九日（光緒九年六月十六日）

◎茗話（客曰く、今や法人の越を攻む、その勢い已に騎虎と成る。李威利一たび死して、法の越を仇とすること愈々深し、と）
○越事近聞（越兵、海防に進攻す。然れども究にその動靜を見ざれば、以為えらく、言のその真にあらざるなり）

一八八三年七月二十日（光緒九年六月十七日）

○外洋消息（法國の連士載兵船、西曆七月二日上午八點鐘に於て、新嘉坡より動輪して西貢に前赴す）

一八八三年七月二十二日（光緒九年六月十九日）

○日人觀戰（法廷、業に已に允許す。故に日廷、定めて兵官を派して前往せしむ）

一八八三年七月二十四日（光緒九年六月二十一日）

○電音照錄（法國外務大臣、議院に在りて宣言して曰く、如し人の軍火を以て越南に運往する者あれば、法人當に越南の海口を封じ、以て之を禁禦すべし、と）

一八八三年七月二十五日（光緒九年六月二十二日）

○港報彙錄（法國議院、昨ごろ復た鬪門して會議し、越南の事に問及するあ

り

一八八三年七月二十六日（光緒九年六月二十三日）
○海防近報（初八日、法国の科滑士輪船、租倫より埠に抵る）

一八八三年七月二十九日（光緒九年六月二十六日）
○海防近信（法国の新兵、已に一千四百越に抵るあり）

一八八三年七月三十一日（光緒九年六月二十八日）
○法人獲勝（法人、勝を獲る）（法兵、越南と近ごろ已に開仗し、法兵、勝を獲る）

一八八三年八月二日（光緒九年六月三十日）
○法勝続信（法勝つの続信）（是の日、乃ち黒旗兵と接仗し、
：黒旗兵抵禦する能わず、紛紛として水に落つ）

一八八三年八月三日（光緒九年七月初一日）
○照訳東報（東報を照訳す）（此の次の安法の事、起ちて議する者紛紛たり。宮城県仙台区の士族治沢氏、之を聞き、憤然として大いに怒りて謂う。中
国は我と同文なり、隋唐より以来、ただに通好素あるのみならず、抑も且
つ唇齒相い依りたれば、隋唐より以来、ただに通好素あるのみならず、抑も且
以て中国の一臂の力を助くべし、と）

一八八三年八月四日（光緒九年七月初二日）
○法軍又勝（法軍また勝つ）（六月十六日、法人、越南の南定地方を攻む。
：越軍大敗し、槍砲を遺失するもの算なし）

一八八三年八月五日（光緒九年七月初三日）
○兵船赴越（兵船、越に赴く）（上海に停泊するの法兵船蓋力生、現在將に
駛して越南に往かんとす）

一八八三年八月八日（光緒九年七月初六日）

○越王嗣位（越王、位を嗣ぐ）

○兵艦來華（兵艦、華に来る）（定遠鉄甲船は、聞くに、已に展輪して華に来る）

○法越軍信（六月十三日、法人また越人と交戦す。計るに、法兵の傷斃するもの八百餘名あり）

○排難解紛（中国、法越の事に因り、擬して徳国に中より排解せんことを懇わんとす）

○広備軍火（広く軍火を備う）（近日、各省の軍火を籌備するを觀るに、頗る余力を遺さざるを覺ゆ）

○移師南指（師を移して南指す）

一八八三年八月九日（光緒九年七月初七日）

○追念尽臣（尽臣を追念す）（法の元戎李威利、陣亡の後、法廷、その王事に没するを以て震悼殊に深し）

一八八三年八月十日（光緒九年七月初八日）

○法艦赴越（法艦、越に赴く）

○法兵実数（法人現在越南に在りて土人を募有し、兵勇に充當す。計るに、五萬人あり）

一八八三年八月十四日（光緒九年七月十二日）

○越事近聞（法国の越南に簡放するの新総督、業に已に越に抵り、法將軍および水師提督等と事宜を会商す）

一八八三年八月十五日（光緒九年七月十三日）

○法事風傳（法越の事、歴として各日報の載せる所に扱れば、法廷、大いに意を蓄えて越を取るの勢いあるに似たり）

一八八三年八月十六日（光緒九年七月十四日）
○創設公司（公司を創設す）（その總局は即ち設けて河内地方に在り）

一八八三年八月二十日（光緒九年七月十八日）
◎書法事風傳後（法事風傳の後に書す）（泰西の立国の体は中国とは同じか
らず、その経国の道もまた中国とは異なる）

一八八三年八月二十一日（光緒九年七月十九日）
○越事近聞（法人、近ごろ中国人を招きて勇と為す。多くは広西人に係る）

一八八三年八月二十二日（光緒九年七月二十日）
○西報彙録（泰晤士日報に言う。六月初七日、法人、大いに議院を開き、越
南の東京の一事を會議す。頗る熱鬧を為す）

一八八三年八月二十三日（光緒九年七月二十一日）
○法軍又勝（法軍、また勝つ）（法將卑登、初四日に法兵三百人を帶領し、
往きて越人を攻む。而して越人早に已に信を得て遠す）

一八八三年八月二十四日（光緒九年七月二十二日）

○電音録要（法國の波滑將軍、本月十二日に於て、法兵二千を帶領し、河内
より隊を出し、越兵と交戦して勝を獲る）
○越都述略

一八八三年八月二十七日（光緒九年七月二十五日）

○越南近事（昨禮拜二朝、□美度運軍船、東京より西貢に到る。法兵一百五
十名を載有す）

○電信紀要（越南王城外の河の両旁の前に、本築きて砲台あり。現に法軍、
兵船の上より開花砲を施放せし為め、是に於て、砲台を守るの越兵、力支
える能わず、各自逃遁す）
○津群伝言（越南の使臣、津に到りて援を乞うは、日たる已に久し。現に聞

くに、中国国家一として動静なきに困り、憂いを積みて疾と成り、その正使は十六日に於て病み、將に起たずと云う。

一八八三年八月二十八日（光緒九年七月二十六日）

○西報述越事（西報、越事を述ぶ）（一日、法軍河内より隊を抜きて前進し、

越軍を偵探す）

○防軍来滬（防軍、滬に来る）（左侯相の淮揚一帯に在りて新募するの湘軍、目下海防喫緊を以て、未だ即ちに裁撤を議する能わず）

一八八三年八月二十九日（光緒九年七月二十七日）

○法帥曉諭越人示（法帥の越人に曉諭するの示）

一八八三年八月三十日（光緒九年七月二十八日）

◎論中国藩属与泰西各国不同（中国の藩属と泰西各国は同じからざるを論ず）

○倫敦電音（法国の新報紙、越南を保護するの事を言う）

○越南近耗（十二日正午、法人兵二百名を遣し、海東に馳赴す。越南官軍、風を望みて逃潰す）

一八八三年八月三十一日（光緒九年七月二十九日）

○西貢信息（法兵船、已に紅河・松台に駛入す）

一八八三年九月一日（光緒九年八月初一日）

◎論边防近勢（边防の近勢を論ず）（中国、边防を辦理すること、李伯相滬に莅み、法国の徳公使と商議し、合せずして節を返すの後より、大いに整

軍経武の意あり）
●訳録法越和約條款（法越の和約條款を訳録す）

一八八三年九月二日（光緒九年八月初二日）

●法人示禁（法人、禁を示す）（大法国の安南に在るの水師都統領孤、封口を揭示するの事の為にす）

○越南消息（十七日、法人已に順化都城を攻めたり）

一八八三年九月四日（光緒九年八月初四日）

◎防辺後策一（防辺の後策一）（法人の越を攻むるの一事、論者紛紛たるも、中国は則ち絶えて動靜なし。：中国の越事に於ける、実に持重発せざるの意あり）

○倫敦電音（法国と安南の立つる所の和約は現に已に核定せり）

一八八三年九月五日（光緒九年八月初五日）

○法軍敗耗（二十七日、閩くに、法人また黒旗と闘仗し、黒旗の算する所と為り、法兵大敗し、死傷甚だ衆し）

一八八三年九月六日（光緒九年八月初六日）

◎防辺後策二（防辺の後策二）（法人の心は實に測るべからざる者あり）

一八八三年九月八日（光緒九年八月初八日）

◎防辺後策三（防辺の後策三）（中国の辺防の要は首に雲南を重んず。固より已に雲南の外に、猶お兩広あり。越南に接仗す）

○越南近信（華人九千名、皆槍炮を帶有し、法人一千八百名と共に相い攻撃し、之を攻むること甚だ久しきも、尚お未だその孰か勝ち孰か敗るやを定

めず）

○華□叛党（曾て閩く、日人、中を助け法を攻めんと欲する者あり、と。朝廷、未だ准さずと雖も、高義に感動するに足る）

一八八三年九月九日（光緒九年八月初九日）

○越南近聞（念五日、法兵、順化より海防に回るあり）

一八八三年九月十日（光緒九年八月初十日）

○電音彙録（倫敦新聞紙、英國に中法の事を調停するを勧む）

一八八三年九月十一日（光緒九年八月十一日）

○倫敦電音（中國欽使の曾襲侯、曾て法國外務大臣に謂いて曰く、中國は法國と商議し、越南の交界の地を分清せんと欲す、と。外務大臣頗る悦色ありと云う）

○法兵攻順化細情（法兵の順化を攻むるの細情）

一八八三年九月十三日（光緒九年八月十三日）

○綜論法越勝負情形（法越の勝負の情形を綜論す）

然として存するなし）

○法越軍信（目下、海防および河内一帯は、儼として沢口の如く、屋宇は蕩

一八八三年九月十四日（光緒九年八月十四日）

○倫敦電音（中法交渉の事は、聞くに、英國中より排解するを允准すと云う）

○使節北上（法公使の徳君理固、滬より啓行して大沽に抵る）

一八八三年九月十六日（光緒九年八月十六日）

○越事伝聞（香港の循環日報に曰う、越南の事、近ごろ法人海口を封禁し、船艘の往來を許さず、並びに報館の採訪人の消息を探聽するを准さざるに因り、以て邇來情形は総て確耗を得ざるを致す）

○津沽近信（越南使臣の津沽に在る者、本より回国せんと欲す）

一八八三年九月十九日（光緒九年八月十八日）

○海防近信（法國の元戎、東京各口を封禁す。即ち是に於て、晚八点鐘より起こし、進出は一概に准さず）

一八八三年九月二十日（光緒九年八月二十日）

○深慮繞論（法人は黒旗の擾乱を以て藉口と為し、越王に代わりて黒旗を驅除し、安南を保護するを以て名と為さんと欲するも、実は駭駭としてその

- 心測り叵し
- 倫敦電音(中国欽使の曾襲侯、近ごろ法国に向い中法交渉の事を商議するに、法国頗る和好を願う)
- 電音録登(法廷、現に越南の事を以て大臣弼達那を特派し、中国に前来せしめ、充てて全權公使と作す)
- 目撃軍情(軍情を目撃す)(法軍退回して敢えて駐紮せざるの一節に至つては、実に黒旗の追逐を被り、勢い抵当し難し)
- 一八八三年九月二十一日(光緒九年八月二十一日)
- 法軍敗信(初一日、法軍は黄旗兵と往きて黒旗を攻む。：黒旗軍の槍雷彈雨は一時に並び施し、法人を將て撃退す)
- 法敗余波(法敗るるの余波)
- 海防近事(數日前、法国の沙翁輪船、越に抵り、食物等の件を帶有す)
- 一八八三年九月二十二日(光緒九年八月二十二日)
- 法敗統閩(法軍僅かに死す。兵弁二員、兵十名、十名中の四は法人たり、六は越南人たり)
- 法兵赴越(法兵、越に赴く)
- 勞功行賞(功を勞らい賞を行う)
- 一八八三年九月二十三日(光緒九年八月二十三日)
- 書宗太守批鎮海紳耆稟後(宗太守、鎮海の紳耆の稟に批するの後に書す)
- 一八八三年九月二十四日(光緒九年八月二十四日)
- 側隱論(今、法越の釁を構うるや、黒旗は法軍と屢次交綏す。越南の新王、権りに法人に従い、以て然眉の急を抒むと雖も、黒旗尚お在り、且つ屢々戦い軋ち勝つ)

一八八三年九月二十六日(光緒九年八月二十六日)

- 倫敦電音「中國、法人と交渉の事、肯えて心を降して相い従わず」
- 越南近耗「法兵、前に海東の砲台の後に在りて、鉛錢を出すこと甚だ夥し」
- 一八八三年九月二十七日「光緒九年八月二十七日」
- ◎論越兵獲勝「越兵勝を獲るを論ず」
- 法報電音「中國の駐法欽使の曾藝侯、法國と越南の地界を定めて紅河を以て限と為さんと意欲す」
- 一八八三年九月二十八日「光緒九年八月二十八日」
- ◎論法軍文武不和「法軍の文武和せざるを論ず」
- 倫敦電音「法人の意は則ち紅河の兩岸を將て尽く法人の所有と為さんとす」
- 一八八三年九月二十九日「光緒九年八月二十九日」
- ◎論中法議定越界「中法の越界を議定するを論ず」
- 一八八三年九月三十日「光緒九年八月三十日」
- 河内要聞「本月十八日、法軍、河内より出て富旺地方に至り、黒旗築く所の土城業に已に完備するを見る」
- 一八八三年十月一日「光緒九年九月初一日」
- ◎法越和約統聞「西曆八月二十五日、順化に在りて立つる所の和約は實に共に二十七款あり」
- 法軍近耗「十六日、法人また兵馬を整え往きて黒旗を攻む」
- 一八八三年十月三日「光緒九年九月初三日」
- 越南近耗「東京地方は現に海賊多く、甚だ猖獗を形す」
- 一八八三年十月四日「光緒九年九月初四日」
- ◎法越和約統錄

一八八三年十月五日（光緒九年九月初五日）
○増兵近信（法國現に兵一萬二千名を發して越南の東京に前往するを定む）
○津信摘録（法公使徳君理固、李傅相と諸事を商議するに、秘密殊に甚だし）

一八八三年十月六日（光緒九年九月初六日）

◎法事憶説（客、僕に問うありて曰う。越南の順化の京城は法兵の為に攻囲せられ、越王己に法人と訂約して和を言え、法越の事は、此れよりそれ遂に定まるか、と）

一八八三年十月七日（光緒九年九月初七日）

○倫敦電音（中法、越南の一事を商議するに、法人は抵東京の北を以て交界の地と為すを許すのみ）

一八八三年十月九日（光緒九年九月初九日）

○津信摘録（李傅相、己に法公使徳理固と商辦するの諸事を將て詳細に具奏す）

○海防伝言（法使、津に在りて李傅相と會議するに、頗る異言あり。朝廷、嚇然震怒し、特に彭雪琴宮保を簡し、馳赴して粵東に赴き、軍務を督辦せしむ）

一八八三年十月十一日（光緒九年九月十一日）

○中法罷議（中法、議を罷む）
○法越郵音（法廷、現に越南の役はその功未だ竟らざるに困り、特に工匠に飭して小砲船六艘を建造せしむ）

一八八三年十月十二日（光緒九年九月十二日）

○海防信息（法國の河内に在りて用いる所の黄旗党人は、刻下、均しく撤去を行い、大半は皆海防に回る）

一八八三年十月十三日（光緒九年九月十三日）

◎論越事近状（越事の近状を論ず）

一八八三年十月十四日（光緒九年九月十四日）

◎論石船沈海之策（石船もて海に沈めるの策を論ず）（此の種の船は既に越南に行わる。安んぞ中国に用いられざるを知らんや）

一八八三年十月十六日（光緒九年九月十六日）

◎越南近耗（現に法人の到有せる新兵三千は、会安に進攻し、各港口を將て封禁し、船艘の往來を准さず）

◎德使來華（德使、華に來る）（現在、德廷、中法の事は和協を望み難きに因り、故に該公使に命じて啓節して華に來らしむ）

一八八三年十月十八日（光緒九年九月十八日）

◎河内近信（法人近ごろ黒旗と和を議し、黒旗に銀兩を給与せんことを願う）

一八八三年十月十九日（光緒九年九月十九日）

◎河内近聞（六月二十九日の戦には、黄旗兵大いに出力を為す）

一八八三年十月二十日（光緒九年十月二十日）

◎越事近聞（近日、黒旗は何故なるやを知らざるも、忽然として匿跡銷声す）

一八八三年十月二十三日（光緒九年九月二十三日）

◎書法人与黒旗議和事（法人の黒旗と和を議するの事を書す）

一八八三年十月二十五日（光緒九年九月二十五日）

◎越南近聞（初七日、法國の地勅運軍船、西貢より東京に前往し、文書を携帶す。軍器甚だ夥し）

◎法將莅任（法將、任に莅む）

◎黒旗戦捷記事

一八八三年十月二十六日（光緒九年九月二十六日）
◎防法論（法を防ぐの論）

一八八三年十月二十七日（光緒九年九月二十七日）
○倫敦電音（現在、法國は已に新兵の越南に撻往するあり。恐らくは中國の意、或は稍や活變を為すべし）

一八八三年十月二十九日（光緒九年九月二十九日）
○詳述黑旗事（黑旗の事を詳述す）

一八八三年十月三十日（光緒九年九月三十日）

◎書詳述黑旗事後（黑旗の事を詳述するの後に書す）
○倫敦電音（法國の下議院の各議員、法國の越南東京に在るの各官を深く怨む者あるに論及す。然らば、越南を經營するの一事、法人はそれ悔禍の心あるか）

○海防郵音（海防の居民、現に甚だ惶恐たり）

一八八三年十一月二日（光緒九年十月初三日）
○法艦赴越（法艦、越に赴く）

一八八三年十一月四日（光緒九年十月初五日）

○倫敦電音（首相衆に昌言して云う。法人如し越南の桑台・北寧を得るの後、中国、法國と算を啓かざれば、法人また断じて中国と兵戎を以て相い見えず、と）

○英報論法國事（英報、法國の事を論ず）

一八八三年十一月七日（光緒九年十月初八日）

○電音彙録（法國現に：擬して仏郎克一千萬を添派し以て越南の東京を攻むるの兵餉と為さんとすと云う）
○法人移像（法人、像を移す）

一八八三年十一月十日（光緒九年十月十一日）
○海防近信（法人の海防より新たに設けて河内に至るの電線は、刻下、業に將に竣工せんとす）

一八八三年十一月十一日（光緒九年十月十二日）

○外洋消息（法總統、越南の和議克成するを以て、越南王に贈るに頭等の大宝星を以てす）
○越事近聞（亞威倫載兵船、九月二十二日の晩に於て、已に西貢に到る）

一八八三年十一月十三日（光緒九年十月十四日）

○法事消息（法國の運兵船の東京と名づくる者、已に西曆九月二十四日に於て、租倫より駛して阿非利加洲に赴き、兵を載せて越に赴く）

一八八三年十一月十四日（光緒九年十月十五日）

○論査禁販馬（馬を販するを査禁するを論ず）（近ごろ、法人越を攻めて、屢々黒旗の敗る所と為る。故に法人滙地に在りて数次馬匹を購買し、越南に運赴して以て軍需を濟く）

一八八三年十一月十六日（光緒九年十月十七日）

○法國軍信（委局、昨ごろまた門を闢きて會議し、法兵の東京に在るの情形を將て、刊して一書を為り、遠述に布告せんと欲す）

一八八三年十一月十七日（光緒九年十月十八日）

○法軍必有大舉於越南說（法軍は必ず越南に大舉することあるの説）

一八八三年十一月十八日（光緒九年十月十九日）

○論法人攻越南之無益（法人の越南を攻むるの益なきを論ず）

一八八三年十一月十九日（光緒九年十月二十日）

○法越戰事（客の暹羅より越南の金辺省に往かんと欲する者あり。法越の戦務紛起し、戎馬戒駭なるを見る）

一八八三年十一月二十一日（光緒九年十月二十二日）
○印度近聞（中国南境の華人、將に潛に異謀を蓄え、日を約して不軌を舉行せんとし、即ち西貢に在りて事を起こし、肆に搶掠を行う）

一八八三年十一月二十二日（光緒九年十月二十三日）
○海防郵音（法国の亞威倫運兵船、三樂船とともに均しく越南に抵る）

一八八三年十一月二十三日（光緒九年十月二十四日）
○倫敦電音（刻下、曾毅侯また法人と越南の東京の事を商議す）

○海防近信（海防近日頗る熱鬧を為す。法国の新兵陸統として来るに縁る）
○法越近耗（邇來、黒旗は法軍と並えて未だ開仗せず）

一八八三年十一月二十四日（光緒九年十月二十五日）
○伝聞難信（伝聞信じ難し）（中朝、劉義に授けて越南の東京を総理するの元戎と為し、資するに餉銀軍器を以てす）

一八八三年十一月二十五日（光緒九年十月二十六日）
○西貢信息（李威利の屍身はまた法人に査獲せらる）

○中法失和伝言（中法和を失うの伝言）

一八八三年十一月二十六日（光緒九年十月二十七日）
◎論紅光燭天（紅光天を燭すを論ず）

○載兵近信（吳清卿京堂、兵を帶して防に赴く）

一八八三年十一月二十七日（光緒九年十月二十八日）

○法事要聞（中国は文を各圀に行りて云う。越南は向に中国の藩属たり。もし争戦の事あれば、その端は実に法国より啓くなり、と）

○法越消息（法國の委局、是の日に於て、聚會して以て越南の事を商議す）
○西報照訳（總理衙門、奏摺して兩広總督に命じ、越南の交界の地に移節し、
以て法人を阻遏せんことを請うあり）
○海防近信（刻下、法兵の河内に赴く者、日に多きを見る）
○福州信息（該処の辺防を籌備するを見るに、船隻兵士は類無用多し）

一八八三年十一月二十八日（光緒九年十月二十九日）

○書中法失和伝言後（中法和を失うの伝言の後に書す）
○海防信息（法人、兵を進めるの時、諸人に曉諭し、もし戎行に在るの者に
非ざれば、何人を論ずるなく、一概に海防に前赴するを准さず）

一八八三年十一月二十九日（光緒九年十月三十日）

○中法戦局論上（越南の役、中朝の法國を待つ者は、仁至り義尽くすと謂う
べし）

一八八三年十一月三十日（光緒九年十一月初一日）

○論法人多仇（法人仇多きを論ず）（欧州の諸邦、皆法と仇と為るも、法人
猶お悛むるを知らず、又聳を亜細亞に啓きて鋭意越を攻めんと欲す）
○倫敦電音（英國、中法は越南の一事の為に聳を啓くの意あるに困り、故に
法國と相い商す）
○海防信息（海東地方に華兵一隊約一千五百人あり、前往して攻取す）

一八八三年十二月一日（光緒九年十一月初二日）

○中法戦局論中
○法軍殘忍（法の水手は乃ち凶殘性と成る。是れ直に黃巢・張獻忠の流なり）
○京師伝言（彭大司馬、命を奉じて粵に赴きて辺を防ぐ。その奏疏中の大略
に、此の時、法國竟に越南は中朝の藩屬たるを認めざるあり）

一八八三年十二月二日（光緒九年十一月初三日）

○法人必有大舉於越南後説（法人は必ず越南に大舉することあるの後説）

一八八三年十二月四日（光緒九年十一月初五日）
○外洋消息（曾襲侯、昨ごろ法廷に對して稱説すらく、若し法軍前往して北

○海防信息（華兵往きて法兵を攻むるあり。法兵、衆寡敵せず）

○法越軍信（十八日、黒旗約二千餘、海東城を圍攻するあり）

○法敗伝聞（黒旗猝然として敗ると偽りて退き、火薬を途中に置放するに、

○法兵是の計を知らず、以て黒旗の為に敗北す）

○西報論中法事（西報に中法の事を論ずるを訳す）

○粵東近信（近來、粵東の海防を籌備すること頗る認真に属す）

一八八三年十二月五日（光緒九年十一月初六日）

◎中法戦局論下

○越事電音（法人また甚だ和を中国に失うを願わず）

●劉永福非髮逆辦（湖海之士拜上）（劉永福は髮逆に非ざるの辦）

一八八三年十二月六日（光緒九年十一月初七日）

○倫敦電音（德國、己に英國と擬して如し中法相い見るに兵を以てすれば、

英德兩國は必ず当に法を設けて在華の商人を保護せんとす）

一八八三年十二月七日（光緒九年十一月初八日）

◎内憂外患説

○意在弭兵（意は兵を弭むるに在り）（萬國太平会中の人、擬して法國に

勸め、一の公正の人を択び、以て此の事の従違を決せんとす）

○雄師抜隊（雄師、隊を抜く）（鎮江に駐紮するの毅字營は、早に彭雪帥

の札調を経て粵洋の防所に前赴す）

一八八三年十二月八日（光緒九年十一月初九日）
○軍報彙録（中法、越南の事に於て、以て齟齬を致し、勢い幾んど睦を失う、

英廷、二国決裂して商務を害することあるを深く恐れ、現に出で中より調

処するを為す)

一八八三年十二月九日(光緒九年十一月初十日)
◎ 欧州各国以中法之和為利説(欧州各国は中法の和を以て利と為すの説)

一八八三年十二月十一日(光緒九年十一月十二日)

○ 宮保抵粵(宮保、粵に抵る) (初三日、欽差大臣彭雪琴大司馬、口節して已に粵省に抵る)

一八八三年十二月十二日(光緒九年十一月十三日)

○ 越事近聞(法國の欽差大臣德理固、縛爾德兵船に乗りて海防に赴き、越南に駐紮するの總督と為る)

○ 粵省要聞(粵省に法國の天主堂を拆毀するの事あり)

○ 粵垣軍事彙録(邇來、省中の官憲、軍務を整頓し、甚だ嚴密たり)

一八八三年十二月十三日(光緒九年十一月十四日)

◎ 書督師彭大司馬曉諭各國商人及嚴禁盜賊兩示後(督師の彭大司馬の各國商人に曉諭し、及び盜賊を嚴禁するの兩示の後に書す)

○ 越事近聞(前に海東に華兵の來たりて、法人を攻むることあるに因り、華人已に黒旗と声氣相い通じるを知る)

○ 粵東近信(各憲擬して省垣の紳富中に在りて軍需を辨ずるを勧めんとす。乃ち數日ならざるの間に、已に銀數を□集し、五百萬兩の外に在り。同仇敵愾、粵の紳民は誠に義を好むかな)

一八八三年十二月十四日(光緒九年十一月十五日)

○ 越南近信(二十七日、法軍、大員の刁富律の猝に急症に遭い、以て身亡ぶを致すあり)

一八八三年十二月十五日(光緒九年十一月十六日)

◎ 辺防切要篇へ法兵越を攻むるは甘心の志を得んと欲するあり。越南は中朝の藩服たり、滇粵の門戸たれば、中朝必ず軽しく棄つるに甘んぜず。越南は中朝の藩報録録彭大司馬奏摺へ西報に彭大司馬の奏摺を録するを訳す。

一 八八三年十二月十六日（光緒九年十一月十七日）

○ 粵事近聞（日来、広東、辺防を整理し、兵勇を操練すること甚だ認真たり）

一 八八三年十二月十七日（光緒九年十一月十八日）

◎ 閩粵海防異同説

一 八八三年十二月十八日（光緒九年十一月十九日）

○ 粵省近聞（粵省に法兵の領事衙門一所あり、曠しく居人なし。初八日、忽ち多人署内に直入し、門窓欄干を拆毀するあり）

○ 越南近信（前十日、河内、海防の兩處は並えて動靜なし）

○ 戰事伝聞（十月初八九の兩日、法軍、黒旗と開戦す。計るに、傷の法人は萬餘にして、黒旗中の陣亡する者はまた二千餘人あり）

○ 兵事臆見（目下中法は越を争い、罅隙已に成る。早晚、兵戈皆逆料し難し）

一 八八三年十二月十九日（光緒九年十一月二十日）

◎ 防戦客談

○ 擬截法兵（擬して法兵を截たんとす）（越南及び中国の兵は黒旗とともに東京に在りて、近来、頗る奮発の勢いあり。法兵を將て隔断し、一氣を聯絡せしめざらんと意欲す）

○ 地利可恃（地の利は恃むべし）

○ 海防被圉（海防圉まる）（海防、近ごろ黒旗及び越南の兵の前往して攻圉するあり）

○ 防兵到粵（防兵、粵に到る）

一 八八三年十二月二十日（光緒九年十一月二十一日）

◎ 軍情必須慎密説（軍情は必ず須らく慎密にすべきの説）

○海防近信（越南國王、現にその臣に弑せらるゝ）
 ○河内近報（みな以為えらく、今にいたるまで並えて動靜なし）
 ○せん、と。詎んぞ知らん。今にいたるまで並えて動靜なし）
 ○粵省近聞（広東の居人、法越交渉の事に困り、頗る慄慄危懼を覚ゆ）
 ○教堂軼事（粵垣の潮音街の福音堂、衆の騷擾を被り器物を毀壞せらるるの
 一事は、送も経に大憲の兵役を調遣し、該街に前往して地方を彈圧せしめ、
 頼りて以て安靖す）
 ●暁諭營兵示（營兵に暁諭するの示）
 ○法艦抵厦（法艦、厦に抵る）

一 八八三年十二月二十一日（光緒九年十一月二十二日）
 ◎論越南王被弑事（越南王の弑さるるの事を論ず）

一 八八三年十二月二十二日（光緒九年十一月二十三日）

◎論粵人助餉（粵人の餉を助くるを論ず）
 ○法報照訳（法廷は、中国欽差の曾襲侯の法人若し北寧を攻むれば中国必ず

須らく開仗すべきの説あるに困り、是を以て復た第十二軍を発し調して東
 京に赴かしむ）

○偵探形勢（形勢を偵探す）（法軍、近ごろ桑台・北寧の両処に在りて敵人
 の形勢を偵探す）

○法艦赴越（法艦、越に赴く）
 ○粵省近聞（粵省、美国福音堂の残に遭いてより後、粵人また法国天主教堂
 を焚毀するを議す）

一 八八三年十二月二十三日（光緒九年十一月二十四日）

◎用兵首争地利説（用兵は首めに地の利を争うの説）
 ○桑台失守電音（桑台守を失うの電音）（桑台地方は法人の兵船上に在りて

開花砲を用いて撃破するを被る）
 ○法兵信息（法人往きて北寧を探るの時、日本兵官偕に往きて戦備を觀んと
 欲す）

○法員譚事（法員、事を議す）（近来、越南東京の一事を為すに至っては、鄙意を以て之を度れば、未だ必ずしも此に因りて中国と釁を開かざるなり）
○法兵攻順化伝聞（法兵の順化を攻むるの伝聞）
●録曾襲侯照会（曾襲侯の照会を録す）

一八八三年十二月二十四日（光緒九年十一月二十五日）
◎保護海運艦艘説（海運の艦艘を保護するの説）
○電音彙録（法国、また兵三千名を調して東京に赴かしむ）

一八八三年十二月二十五日（光緒九年十一月二十六日）
○先事預防（事に先んじて預め防ぐ）（聞くに、法人の謀、逕に広東の瓊州を取らんと欲す、と。該処の守備は格外に嚴を加えざるべからず）

一八八三年十二月二十六日（光緒九年十一月二十七日）
◎論海防近勢（海防の近勢を論ず）

一八八三年十二月二十七日（光緒九年十一月二十八日）
●越南三宣提督劉□師檄（越南三宣提督の劉□師の檄）

○戰事統聞（法軍、十四日に於て、隊を整え桑台に進攻す。地方に付近するの砲船はまた河面に於て燃砲し、法軍を相い助く）

○法軍敗北（法軍の官弁、殺さるる者十五名、士卒千餘名）

○法軍覆没電音（法軍は覆没するの電音）

○思患預防（患を思いて預め防ぐ）

○元戎赴越（元戎、越に赴く）

一八八三年十二月二十九日（光緒九年十二月初一日）
○簡使伝言（德国擬して、中国に到らしめ越南東京の事を調停せしめんとす）
○港報述桑台戰事（港報、桑台の戰事を述ぶ）
○確耗未至（確耗未だ至らず）

一八八三年十二月三十日（光緒九年十二月初二日）
◎論法人用阿非黑兵之失（法人の阿非黑兵を用うるの失を論ず）

一八八四年一月一日（光緒九年十二月初四日）

○電音彙録（曾襲侯、已に巴黎斯より啓節して倫敦に回る。但、並えて未だ中法決絶の端あるを見ず）
○伝説紛如（法兵の越南桑台を攻むるの信息、本埠の伝言は紛紜として一ならず）

一八八四年一月二日（光緒九年十二月初五日）

◎立言有体説（立言は体あるの説）（昨日、字林報は論説一篇を載有す。その主意は訛傳を辨正するに在り。本館、前に法人敗るの信を載せたるに、全軍覆没するの節は目して大誤と為す。是れ異とすべきのみ）
○桑台失守続聞（桑台守を失うの続聞）（桑台の外面の各要口は皆法人の得る所と為り、黒旗は各々の險を見て皆勢を失い、支うる能わず）
○函繪戦状（戦状を函繪す）

一八八四年一月三日（光緒九年十二月初六日）

○桑台失守餘聞（桑台は業に法人の得る所と為る。自後、並えて確音なし。外間紛紛として謠伝するも、原より信ずるに足らず）
○狂言可駭（狂言駭くべし）（法國の各新聞紙皆言う。法廷は当に派兵して先に瓊州・台湾・舟山の三処に赴きて駐泊せしめ、若し中朝兵費を償せざれば、即ち当に此の三処の地方を奪うべし、と）
○法艦赴越（法艦、越に赴く）

一八八四年一月四日（光緒九年十二月初七日）

◎論桑台失守事（桑台失守の事を論ず）
○北寧軍耗（本埠の西人言及すらく、法兵目下北寧を取らんと規り、十分謹
○福州辺防（汕頭募る所の兵は、現に皆陸続として到る）

一八八四年一月五日（光緒九年十二月初八日）
◎論法人劫地索賠之謀（法人地を劫し賠を索むるの謀を論ず）

一八八四年一月六日（光緒九年十二月初九日）
○桑台続信（惟うに桑台の失は更に疑うべきなきに似たり）

一八八四年一月七日（光緒九年十二月初十日）
○軍信再述（十一月十四・十五・十六、黒旗は法軍と連日宣泰に在りて大戦す）

○海防消息（法人、宣泰を攻奪す。十五より戦を起こして十七に奪取す）

一八八四年一月八日（光緒九年十二月十一日）

◎論法軍審慎情形（法軍は情形を審慎するを論ず）

○西報述桑台戰事（西報、桑台の戰事を述ぶ）

○訊東京西人書（東京の西人の書を訊す）（法軍、桑台を奪い得るの後、黒旗倉卒として尽く退く能わず、多くは法軍の為に截撃され、死傷算するな

し）

○黒旗敗耗（法兵、桑台を攻奪するの後、即ちに進みて紅河北岸を規る。該

処は劉永福の一軍の屯駐固守するの地にして、經に法兵官猛力死闘し、劉

軍支えず）

○兵不害商（兵は商を害せず）

○東粵伝聞（日来、省城伝聞すらく、彭大司馬、營を移し関を出て瓊州に駐

守するの説あり）

○載兵赴粵（兵を載せて粵に赴く）

一八八四年一月九日（光緒九年十二月十二日）

○伝聞異詞（伝聞は詞を異にす）（或は云う。法帥兵の一半を留めて桑台を

守り、その半を率いて河内に回ると。或は云う。法人此の時、兵を按じ

て動かす、新兵の至るを待ちて再び行進して北寧を攻む、と）

○凶耗可疑（凶耗疑うべし）（劉永福如し果して擒と成れば、法軍の非常の大捷にして、必ず電報の通傳あるべし。今、乃ち寂として聞する所なし。是を以て、此の説の未だ遽には信ずべからざるを知るなり）
 ○購辦軍火（軍火を購辦す）（金陵は現に越法の事に因り、急ぎ海防を籌弁す）

一八八四年一月十日（光緒九年十二月十三日）

◎論法軍殘暴（法軍の殘暴を論ず）

○法軍の軍餉と為すを商議す（昨ごろ門を關きて聚会し、銀圓を籌撓して以て東

京の貢近間（法の水師提督理士率士は、經に法廷派して中国海道の總管と為

し、越南近耗（法の戦船を統帶す）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

○越船來越（法の現に河内の法人並えて動靜なし）

一八八四年一月十一日（光緒九年十二月十四日）

○西信訳録（法人の桑台を攻獲するの一事は、貴館諒に已に聞知す。桑台は

十七日の晩に攻破さるるに係る）

○粵東時事（広友の來信に云う。日來、街談巷議は法越交兵の事に非ざるな

し。黒旗勝つと謂うあれば、聞く者眉飛び色舞う）

○天津近事（傳相、連日以來、重く憂いある者の若し）

○寧波近事（刻下、該処の商民、法人の舟山を占奪するの説あるを聞き、人

心頗る惶惑を覚ゆ

一 八八四年一月十二日（光緒九年十二月十五日）

○ 法帥談戰（法帥、戰を談ず）（法國の將軍波滑、越南の東京より回国し、國中の報館と間談す）

○ 東京近聞（西貢の消息に云う。法兵未だ宣泰を攻めざるの前に当り、黒旗は壁を堅くし、墨を高くし、馬に秣し兵を厲し、以て法軍の至るを待ち、必ず之を覆没して後甘心せんと欲す）

○ 局外消息（徳人の現に已に中法の越南の為に和を失うを定議するも、徳國は抵局外の例を守り与聞するを欲せず）

○ 弭兵近信（兵を弭むるの近信）（外洋の新聞紙、法國の情報を載有して云う。刻下、法國は中國と交兵するを願わず、と）

○ 電務日広（電務日に広し）

一 八八四年一月十三日（光緒九年十二月十六日）

◎ 論各報述法越信息（各報の法越の情報を述ぶるを論ず）

一 八八四年一月十四日（光緒九年十二月十七日）

● 中法大臣議論越事訊問（中法大臣の越事を議論するの訊問）

一 八八四年一月十五日（光緒九年十二月十八日）

○ 法軍消息（茲に倫敦の本月十四日の電音に接して、第二批の法兵三千名、業に已に首途するを知る）

○ 捉船伝聞（船を捉えるの伝聞）（中國の一兵船、行きて安南の東京の北に至るに、法兵船之を見て即ちに査問せんと欲し、空砲一門を放つを允す）

一 八八四年一月十六日（光緒九年十二月十九日）

◎ 訳述中法大臣議論越事書後（中法大臣の越事を議論するを訳述して後に書す）

○ 倫敦郵音（中法二國、東京の事に於て久しく未だ妥協を獲ざるを以て、現

に聞くに、擬して英廷に請い、之が為に中より調処して、言をして好に帰せしめ、和氣を失いて干戈を動かすを免れんとす。

○越南戦事補述

○法船赴越（法船、越に赴く）

一八八四年一月十七日（光緒九年十二月二十日）

○慎防奸細説（慎んで奸細を防ぐの説）（西人、中国に事あらんと欲すれば、土人を以て間諜と為すに非ざれば可ならず。所謂漢奸なる者、是なり。それ

○河内近信（十一月二十日、法人桑台を得るの後の兩日、法提督孤拔、手下

○河内材官と偕同に北路未児兵船に乗り、河内に回る）

○河内失慎（河内に、慎を失う）（桑台に勝を得て、兵已に回りに至る。正に得意の時に在りて、忽然河辺の砲手の居る所の局内に、大声突発し、

○頃刻、火光天を燭し、繼いで轟声し、乱を歴ること絶えず）

○南定被兵（南定、兵を被る）（華兵と黒旗は出て南定を攻む。法提督孤拔

○は当ちに花利兵船を發して前往探看せしむ）

○法帥消息（法国の迷祿將軍、越南の東京に到るの後、即ちに以て孤拔の職

○に代わる）

○法軍近信（初二日、海防の法兵操演し、兵官の各祿耐の鑒閱するあり。刻

一八八四年一月十九日（光緒九年十二月二十二日）

○論兵勇異同書英將論兵後（兵勇の異同を論じ英將の兵を論ずるの後に書す）

○増築砲台（砲台を増築す）（粵省の官憲、戦守の具を籌弁し、日に給計に

○暇あらず。目下、虎門以内の沿路に兵を分ちて駐守せしめ、及び砲台を築

一八八四年一月二十日（光緒九年十二月二十三日）

○大閱師徒（大いに師徒を閱す）（穗垣の官憲、法越兵を構うるを以て籙防

して勇を募る）

◎論法人大言不足懼（法人の大言は懼るるに足らざるを論ず）
◎趕造軍火（趕造軍火を造る）（天津機器局、：現在則ち夜以て日を継ぎ、
ぎ薬弾を造り余力を遣さず）
○寧波招勇（寧波、勇を招く）（寧波の官場、現に中法和を失うに因り、広
く兵勇を招く）

一八八四年一月二十一日（光緒九年十二月二十四日）

◎瓊防緊要説（今日の越事に就きて以て中国を要挾せんと図れば、瓊州は実

に台湾より便なり）

○保商統聞（商を保するの統聞）（聞くに、各国俱に擬して兵船を発し広東
に駐泊せしめんとす）

○戰事余波（宣泰守を失うの諸事、早に己に陸統として報に登せたり。惟だ
劉軍は越人と齟齬するの一節あるも、究に未だその細情を悉らず。茲に本

月十八日維新報の載せる所の客の述録を閲て端倪を得る）
○海防信息（宣泰の戦の後より海防の消息はまた只常の如し。初十日、法兵
及び新に到るの他士黒人、海防より出て地方を巡羅す）

一八八四年一月二十二日（光緒九年十二月二十五日）

◎籌防扼要篇（扼要を籌防するの篇）

○西人述見（法人、宣泰を得ると雖も、：得は失を償わず）
○召募客兵（客兵を召募す）（その兵尽く是れ法人にはあらず、阿洲より招
くの黒兵あり）

○粵東消息（広省の官憲、：兵を発して瓊州に赴き、以て防堵に資せしむ）
○西人論塞河事（西人、河を塞ぐの事を論ず）

○載兵赴閩（兵を載せて閩に赴く）

一八八四年一月二十三日（光緒九年十二月二十六日）

●中法大臣来往文献訳登（中法大臣の来往の文献を訳して登す）

一八八四年一月二十四日（光緒九年十二月二十七日）

◎論中國戰船（中國の戰船を論ず）
●接録中法大臣來往文件（中法大臣の來往の文件を接録す）

一八八四年一月二十五日（光緒九年十二月二十八日）

◎論粵省防務（粵省の防務を論ず）

○越事可慨（越事、慨すべし）（越王これ確かにその臣の弑する所と為るは已に疑義なし）

○法人擬攻北寧（法人は擬して北寧を攻めんとす）

一八八四年八月三日（光緒十年六月十三日）

○鎮海試放水雷（鎮海、水雷を試放す）（鎮海は寧郡の咽喉たり。現に海防緊発するに當り、故に戰守の器具において精は益々精を加えざるなし）

一八八四年八月十三日（光緒十年六月二十三日）

○溫郡籌防（溫郡は近ごろ中法の釁成り、海疆多故なるに因り、當道の諸公は各処の海口を將て布置守禦す）

一八八四年八月二十日（光緒十年六月三十日）

○鎮海辦團（鎮海、團を辦ず）（鎮海江邑尊は、現に法事日に亟なるに因り、深く匪徒の機に乗じて擾亂するを恐れ、各店舗に諭飭して團練を舉辦せしむ）

一八八四年八月二十四日（光緒十年七月初四日）

○寧郡民團（前に寧郡の各紳士、体仁局に在りて民團を議辦するを列す。茲に刻ごろ已に章程を議定するを悉る）

一八八四年八月三十一日（光緒十年七月十一日）

○寧郡近聞（寧波の居人の遷徙する者、紛紛として絶えず、西南の兩水門は初七日より起こり夜に至るまで關閉する能わず）

一八八四年九月十四日（光緒十年七月二十五日）
○八八四年九月十四日（光緒十年七月二十五日）
館の宝順輪船を借り駛して鎮海に赴き、以て敵船の進攻の時、即ちに該輪船を將て海口を扼截するに備う。刻ごろ聞くに、該号商等、深く大義を

明かにし、公同に稟を具えて府に到り、如し時に臨んで用うべければ、報効せんことを情願し、給価を求めず。

一八八四年十月五日（光緒十年八月十七日）
○八八四年十月五日（光緒十年八月十七日）
甬事雜錄（寧郡の官憲、紳董に諭令して民団を舉辦せしむ。閩城の百余を下らざるの段、業に已に挙行す）

一八八四年十月八日（光緒十年八月二十日）

○八八四年十月八日（光緒十年八月二十日）
甬江近信（茲に聞くに、鎮海の北郷、十人ごとに一尖旗を立て、団総は方

旗を以て之を領し、以て号令を宣す。此の如く辦理すれば、ただに以て自衛すべきのみならず、兼ねて以て外侮を禦ぐべし）

○甬江近信（奉化、唐、糊、各紙、工、法、各々公債を動かじ、三千人を聚工を停めて作らず、糊、各紙、工、法、各々公債を動かじ、三千人を聚集して期を約して郡に上り、道憲に口糧・器械を給發せんことを環請し、力めて投効せんと図る）

一八八四年十一月一日（光緒十年八月二十三日）

○八八四年十一月一日（光緒十年八月二十三日）
温州鑿事（西人伝言すらく、温州地方の所有ゆる海関及び教堂は俱に土人の毀壞を被るも、何に困りて釁を起すに至るやは、未だその詳を得ずと云う）

一八八五年一月三十一日（光緒十年十二月十六日）

○八八五年一月三十一日（光緒十年十二月十六日）
寧郡雜聞（各軍の寧郡に駐防する者、親軍小隊・衛標精兵あり、大いに戈戟の霜を凝らし、洵に四明の保障なり）
：百姓また相い矢うに誠を以てすれば、洵に四明の保障なり）

- 一 八七四年六月三日（同治十三年四月十九日）
 - 法与安南立和約（法は安南と和約を立つ）
- 一 八八〇年二月十三日（光緒六年一月初四日）
 - 越南近耗（法国の水師提督、越南に前往す）
- 一 八八〇年二月二十日（光緒六年一月十一日）
 - ◎論法凶越南（法の越南を凶るを論ず）
- 一 八八〇年三月三日（光緒六年一月二十三日）
 - 訳録西国論法取越南（西国、法の越南を取るを論ずるを訳録す）
- 一 八八〇年四月三日（光緒六年二月二十四日）
 - ◎紀法取越南東京事（法の越南東京を取るの事を紀す）
- 一 八八〇年四月二十二日（光緒六年三月十四日）
 - 法人経営越南（法人、越南を経営す）
- 一 八八〇年五月七日（光緒六年三月二十九日）
 - 獲逆辨訛（逆を獲ることの訛を辨ず）
- 一 八八〇年六月七日（光緒六年四月三十日）
 - 法營西貢（法、西貢を營む）
- 一 八八〇年六月八日（光緒六年五月初一日）
 - ◎論中国宜助越南以自強（中国は宜しく越南を助けて以て自強すべきを論ず）

- 一八八〇年六月二十四日（光緒六年五月十七日）
◎論西班牙通商越南（西班牙の越南と通商するを論ず）
- 一八八〇年九月三十日（光緒六年八月二十六日）
○越南近耗（法人、既に越南の西貢を得て、復た擬して東京を并取せんとす）
- 一八八〇年十月十三日（光緒六年九月初十日）
○越南近耗（西班牙公使、安南と立約せんと欲す）
- 一八八〇年十一月二十三日（光緒六年十月二十一日）
○越南近事（欧州人、謀害に遇うの事あり）
- 一八八一年二月十六日（光緒七年一月十八日）
○越南近耗（法人の越南を取るは、今にいたりて始めて諸を施行に見る）
- 一八八一年二月二十三日（光緒七年一月二十五日）
◎論西貢発回華人（西貢より華人を発回するを論ず）
- 一八八一年三月三十一日（光緒七年三月初二日）
○越南近耗（黄旗の党は国家心腹の患たり）
- 一八八一年六月十一日（光緒七年五月十五日）
○越南近事（越南王、その子の某を以て太子と為す）
- 一八八一年六月十三日（光緒七年五月十七日）
○越南近耗（法国、毎に越南の東京に於て、口岸を開作せんと欲す）
- 一八八一年六月十五日（光緒七年五月十五日）
○名重海外（名は海外に重んぜらる）（石清泉の名は久しく越南国王の知る所と為る）

- 一 八八一年十月三日（光緒七年八月十一日）
- 安南留心西学（安南は西学を留心す）
- 一 八八一年十一月二十一日（光緒七年九月三十日）
- ◎ 論開通紅河（紅河を開通するを論ず）
- 一 八八一年十二月二十九日（光緒七年十一月初九日）
- 法国購造兵船（法国、兵船を購造す）（將に駛して越南の東京に往き、以て巡防に資せんとす）
- 一 八八二年二月二十五日（光緒八年一月初八日）
- 越南近耗（法人、商民を保護するに藉りて辭と為し、機に乗じて進みて越南の東京を取らんと欲す）
- 一 八八二年四月十四日（光緒八年二月二十七日）
- ◎ 論法国調兵至越南（法国の調兵して越南に至るを論ず）
- 一 八八二年四月十七日（光緒八年二月三十日）
- ◎ 越南保守東京議（越南は東京を保守するの議）
- 一 八八二年四月二十日（光緒八年三月初三日）
- 海防郵音（華兵は海内の境中に会するあり、殆ど開仗の舉あり）
- 一 八八二年四月二十六日（光緒八年三月初九日）
- 越南近耗（越南は將に法国と開仗の舉あらんとす）
- 一 八八二年四月二十八日（光緒八年三月十一日）
- ◎ 論越南籌弁防務（越南の防務を籌弁するを論ず）
- ◎ 西人論越南事（西人、越南の事を論ず）（法軍の越南東京を取らんと図る）

は、自ら戦いて勝たざるなしと以為うなり)

一八八二年五月九日(光緒八年三月二十二日)

○海防郵信(法軍の總兵、弁兵に着して砲台を將て嚴密に盤搜せしむ)

一八八二年五月十五日(光緒八年三月二十八日)

◎論法人経営海内(法人の海内を経営するを論ず)

一八八二年五月十七日(光緒八年四月初一日)

○越南近事(越南官六員、海防に至り、法國の都督と擬して和約を立てんとす)

一八八二年五月十八日(光緒八年四月初二日)

◎論越南遣使議和(越南の遣使して和を議するを論ず)

一八八二年五月二十日(光緒八年四月初四日)

○越南近耗(法軍既に海内を攻破す)

一八八二年五月三十一日(光緒八年四月十五日)

○越南近聞(越南朝廷、意を法國の官弁に授けて、尽く黄黒二旗を剽滅するを行わしむ)

一八八二年六月一日(光緒八年四月十六日)

○越南近聞(法國の官軍、現に已に越南と和約を立つるを議す)

一八八二年六月八日(光緒八年四月二十三日)

○海防近信(法國、往きて黒旗の党を剽除せんと欲す)

一八八二年六月十二日(光緒八年四月二十七日)

○中朝謀保越南(中朝は越南を保つを謀る)

- 一八八二年六月十六日（光緒八年五月初一日）
 - ◎論法人不認越南為中朝藩屬（法人、越南は中朝の藩屬たるを認めざるを論ず）
- 一八八二年六月二十二日（光緒八年五月初七日）
 - 中法近聞（中朝、英公使に移咨して調停せしむ）
 - 海防近信（法國公使、現に已に派して河内總督の職に充てらる）
- 一八八二年六月二十六日（光緒八年五月十一日）
 - 海防近耗（越南官、論して鴉片を販運するを禁ず）
- 一八八二年七月四日（光緒八年五月十九日）
 - ◎論法人謀攻黒旗党（法人の黒旗党を攻めんと謀るを論ず）
- 一八八二年七月八日（光緒八年五月二十三日）
 - 海防近信（法國軍兵の此に在りて駐防する者、邇來、多く疾病を生ず）
- 一八八二年七月二十六日（光緒八年六月十二日）
 - 海防近信（法國の砲船、安南の沿海に往かんと欲す）
- 一八八二年七月二十八日（光緒八年六月十四日）
 - ◎論中國駐防越南（中國の越南に駐防するを論ず）
- 一八八二年八月二日（光緒八年六月十九日）
 - 海防近聞（法國の總督、將に越廷と新約を再議せんとす）
 - 建設電線（電線を建設す）（法人、文書もて暹廷に催し、早日に電線を建造せんとするあり）
- 一八八二年八月三日（光緒八年六月二十日）

◎ 閱西人論法攻越南事書後（西人、法の越南を攻むるの事を論ずるを閱みて後に書す）

一 八八二年八月五日（光緒八年六月二十二日）
● 西報論法人攻越南（西報、法人の越南を攻むるを論ず）

一 八八二年九月十四日（光緒八年八月初三日）
○ 海防近事（安南の時事は頗る掣肘を形す）

一 八八二年九月十八日（光緒八年八月初七日）
○ 海防近耗（安南の土人は中国人と互相に争闘す）

一 八八二年九月二十二日（光緒八年八月十一日）
○ 海防近耗（現に黒旗党羽五百人、猝に新埠に臨むあり）

一 八八二年九月二十五日（光緒八年八月十四日）
○ 海防近耗（法人は華人と大いに齟齬あり）

一 八八二年十月七日（光緒八年八月二十六日）
○ 越南近耗（法人の海内を攻むるや、声は雷の如く轟き、弾は雨の如く下る）
○ 海防近耗（是の処は現に安靖を覚ゆ）

一 八八二年十月十一日（光緒八年八月三十日）
◎ 論防禦宜明形勢（防禦には宜しく形勢を明かにすべきを論ず）

一 八八二年十月十六日（光緒八年九月初五日）
○ 越南近耗（中國の前に越南に遣往するの軍兵は、現に皆撤退す）

一 八八二年十月十九日（光緒八年九月初八日）
○ 津門郵報（中國、昨ごろ精兵萬人を遣有し、二十隊に分作して越南に馳往

せしむ)

一八八二年十月二十一日(光緒八年九月初十日)

◎論越南近事(越南の近事を論ず)(それ法の越南を図るは、日の朝鮮を図ると同じと雖も、国勢の強弱、事機の難易は相い提して並び論ずべからざる者あり)

一八八二年十月二十三日(光緒八年九月十二日)

◎閱西字報論越南事書後(西字報に越南の事を論ずるを閲みて後に書す)

一八八二年十月二十四日(光緒八年九月十三日)

◎越南近耗(中国軍兵の往きて越南に駐する者、撤退して華に回る)

一八八二年十月二十八日(光緒八年九月十七日)

◎論中国宜力庇越南(中国は宜しく力めて越南を庇うべきを論ず)

一八八二年十一月三日(光緒八年九月二十三日)

◎論越南存亡有関辺省安危(越南の存亡は辺省の安危に関わることあるを論ず)

○新嘉坡近報(法国、安南の米輪船に命じて水陸軍兵を載有して前往せしむ)

一八八二年十一月四日(光緒八年九月二十四日)

◎論越南宜去虐政以愛民(越南は宜しく虐政を去りて以て民を愛すべきを論ず)

一八八二年十一月二十二日(光緒八年十月十二日)

○觀察南行(馬眉叔觀察、現に諭札を奉有したるに、着して越南に往きて事件を查辨せしむとあり。九月二十八日、：前往す)

- 一八八二年十一月二十四日（光緒八年十月十四日）
◎論中朝辦理越南事（中朝の越南の事を辦理するを論ず）
- 一八八二年十二月十三日（光緒八年十一月初四日）
○海防近聞（法国、現に越南の土地を將て鴻溝を分画せんと欲す）
- 一八八二年十二月十八日（光緒八年十一月初九日）
○商議事件（事件を商議す）（法国の公使、往きて李伯相に見え、越南の事務を商議す）
- 一八八二年十二月十九日（光緒八年十一月初十日）
○西報節録（中国の意は務めてその藩籬を保守せんと欲す）
- 一八八三年一月一日（光緒八年十一月二十一日）
○電音（法国、現に中国已に撤兵するを聞き、故に復た与に大兵を動かさず）
- 一八八三年一月三日（光緒八年十一月二十五日）
●西報論法国遣兵（西報、法国の兵を遣わすを論ず）
- 一八八三年一月四日（光緒八年十一月二十六日）
◎論越南近事（越南の近事を論ず）
- 一八八三年一月六日（光緒八年十一月二十八日）
◎論越官殺商人（越官の商人を殺すを論ず）
- 一八八三年一月十八日（光緒八年十二月初十日）
○法兵到越（法兵、越に到る）
- 一八八三年一月二十日（光緒八年十二月十二日）
○津門郵報（是の処の人、法国の越南東京を併取するを聞き、震駭に勝えず）

- 一八八三年一月二十六日（光緒八年十二月十八日）
◎論剖分越南東京（越南の東京を剖分するを論ず）
- 一八八三年二月二日（光緒八年十二月二十五日）
○法國郵音（越南の河内一省はまた須らく軍士を増設すべし）
- 一八八三年二月二十日（光緒九年一月十三日）
◎書西報述中法商辦越南事後（西報に中法の越南を商辦するの事を述べるの後に書す）
- 一八八三年三月一日（光緒九年一月二十二日）
○發兵統聞（兵を發するの統聞）（法廷、前に擬して兵を發して越南に馳赴し、駐守せしめんとするも、惟だ尚お未だ定奪せず）
- 一八八三年三月二日（光緒九年一月二十三日）
○越南近聞（法國の軍船、兵五百名を載有し、越南に至りて駐防す）
- 一八八三年三月七日（光緒九年一月二十八日）
○海防統聞（法國、將に復た軍船を遣運し、兵七八百名を載せて越南に前來せんとす）
- 一八八三年三月十日（光緒九年二月初二日）
◎論法人調兵赴越南（法人の調兵して越南に赴くを論ず）
○越南郵音（現に人の越南地方に在りて五金鉞苗を採出するあり）
- 一八八三年三月二十日（光緒九年二月十二日）
◎閱滬報法人論越南事後（滬報に法人の越南の事を論ずるを閱て後に書す）
○觀察赴越（觀察、越に赴く）

- 一 八八三年三月二十六日（光緒九年二月十八日）
 - 西報論越南事（西報、越南の事を論ず）
- 一 八八三年三月二十七日（光緒九年二月十九日）
 - 越事統聞（中朝、越南の事に於て、甚だ屢憂を為す。宿將勲臣、みな憤激を生ず）
- 一 八八三年四月六日（光緒九年二月二十九日）
 - 越南近耗（中國、官三員往きて越南國王に見え、告ぐるに中朝の意を以てするあり）
- 一 八八三年四月十日（光緒九年三月初四日）
 - 天津郵音（越南の使臣、現に仍お津にあり）
- 一 八八三年四月十六日（光緒九年三月初十日）
 - 越南統聞（二月十八日、法兵、南甸城に進攻す）
- 一 八八三年四月十八日（光緒九年三月十二日）
 - 天津近聞（越南の公使、已に津門に抵る）
 - 越南近聞（法の統軍官は越軍の砲彈の傷つくる所と為る）
- 一 八八三年四月二十一日（光緒九年三月十五日）
 - 法人多謀（法人、謀多し）（法廷、越南を併呑せんと意うことあるは、顯然として見るべし）
- 一 八八三年四月二十四日（光緒九年三月十八日）
 - 天津郵音（越南の使臣、現に尚お天津に在り）
- 一 八八三年四月二十八日（光緒九年三月二十二日）
 - 電音（法廷復た兵一千五百名を遣して越南に馳赴せしむ）

○参考地図（地図を参考す）（法人、越南の土地に留心す）

一八八三年五月三日（光緒九年三月二十七日）
○天津郵報（越南の事、華人は各々一説を執る）

一八八三年五月五日（光緒九年三月二十九日）
◎論中朝宜力保越南（中朝は宜しく力めて越南を保つべきを論ず）

一八八三年五月九日（光緒九年四月初三日）
◎論法國派船來華（法國の船を派して華に来るを論ず）

一八八三年五月十四日（光緒九年四月初八日）

○電音（法國總統、密札を手書し、新任の公使に発交して越南に馳赴せしむ）
○時事可危（時事、危うかるべし）（法國擬して兵を以て越南の東京を扼守せん）

一八八三年五月十九日（光緒九年四月十三日）
○電音（法國の委局、昨ごろ経に門を開きて聚会し、越南の事を論及す）

一八八三年五月二十二日（光緒九年四月十六日）
◎論中國宜先籌海防以備法人（中國は宜しく先に海防を籌りて以て法人に備うべきを論ず）

一八八三年五月二十三日（光緒九年四月十七日）

○津門郵報（劉省三爵帥、楊厚庵制軍、均しく召用の説あり）
●西報論中法近事（西報、中法の近事を論ず）（法、越南を図るに、頗る強を待むを覚ゆ）
○西商私議（西商、私に議す）（中法開仗すれば、貿易は殊に窒礙あり）

一八八三年五月二十四日（光緒九年四月十八日）

◎論中国と法構盤宜兼防俄（中国は法と盤を構えるも宜しく兼ねて俄を防ぐべきを論ず）

○天津近耗（法越の事に因り、伝説紛如たり）

○法国戦船来華（法国の戦船、華に来る）

一八八三年五月二十六日（光緒九年四月二十日）

◎閱西報論中法事書後（西報に中法の事を論ずるを閲て後に書す）

○電音（法国波理公使の議する所の越南の事は、法廷と意見合わず）

○法国近報（波理の此の挙は妄りに自ら專擅す）

○法船来華（法船、華に来る）

一八八三年五月三十一日（光緒九年四月二十五日）

○越南近報（越兵の中に多く華人あり、河内に進攻す）

○法国近報（法廷の現に新公使を派して越南に前往せしむ）

○鎮江近報（鎮江の土人、皆同仇の思、敵愾の氣あり）

一八八三年六月二日（光緒九年四月二十九日）

◎論法人不許華軍入越境（法人の華軍越境に入るを許さざるを論ず）

○越南戦事統聞（黒旗、華人及び越南土人を糾率し、河内を將て困す）

○法国郵音（法国は現に専ら越南の文書の内容を回奏するを俟ちて以て和戦を決せんとす）

○北方郵音（李伯相は將に上海に駐り、法国公使を待ちて与に越南の事を妥商せんとす）

一八八三年六月五日（光緒九年五月初一日）

○越南軍務統聞（法国の元戎の李威利、兵を督して黒旗を進攻するも、戦利あらざるに困り、以て敗績を致す）

一八八三年六月七日（光緒九年五月初三日）

◎閱外洋日報論越事書後（外洋日報に越事を論ずるを閲て後に書す）

○越南近事（黒旗、法軍の兵を進めるの路を探索し、預め兵を林中に伏す）
 ○策敵伝聞（李伯相、上海に抵り、復た武員の紛紛として策を進むるあり）
 ○電音略述（法国公使の地理高は現在急需の人なり）
 ○天津郵音（中国は現に越南の事に困り、法国と開仗せんと欲す。但、尚お
 俄人の間に乗じて竊に発するを慮る）

一 八八三年六月十一日（光緒九年五月初七日）
 ◎論黒旗不進攻河内（黒旗河内に進攻せざるを論ず）

○電音（曾襲侯、越南の事に言及す）
 ○法因郵音（法廷、已に越南を併有せんと決意す）

○法軍又敗（法軍また敗る）
 ○越南近聞（法人の鋭氣已に喪わる）
 ○軍門至港（軍門、港に至る）（丁汝昌、命を奉じて越南の情事を探察す）

一 八八三年六月十二日（光緒九年五月初八日）
 ◎論黒旗智敗法人（黒旗智もて法人を敗るを論ず）

○越南近聞（越南の土人はみな叛志あり、法軍愈々孤弱を形す）
 ○爵帥到滬（爵帥、滬に到る）（劉省三爵帥、四月二十九日に於て、行きて
 上海に抵る。李伯相と事宜を面商し、以て進止を定む）

○越事続聞（現時、南甸地方は已に黄黒二旗及び越南人の屯駐と為る）

一 八八三年六月十四日（光緒九年五月初十日）
 ◎論和議当操權於己（和議は当に權を己に操るべきを論ず）

○法將行抵西貢（法將、行きて西貢に抵る）
 ○牧師罹患（牧師、患に罹る）
 ○主戰人衆（主戰の人衆し）（越南の事、議論紛如としてみな謂う。此の
 時、宜しく弱を西人に示すべからず、と）

一 八八三年六月十五日（光緒九年五月十一日）
 ◎黒旗進攻河内説（黒旗、河内に進攻するの説）

● 粵督示諭「凡そ志ありて敵愾する者は怦怦として心動かざるなし」
○ 福州郵報「人遙かに空中の雲の黒色旗影を見て、殆ど兵戈の預兆と為す」

一 八八三年六月十八日（光緒九年五月十四日）

● 黒旗檄録（黒旗の檄を録す）

○ 法国郵音「法廷、現に越廷と約を立て、越南の全境を得んと欲す」

○ 越南近報「黒旗の衆突かに起ちて槍炮斉発す」

○ 西貢封港（西貢、港を封す）

一 八八三年六月二十一日（光緒九年五月十七日）

◎ 論和議未易猝成（和議未だ猝に成り易からざるを論ず）

○ 事可驚心（事は心を驚かすべし）「西人の寧波に居る者、言う。是の処

の人、現に越事に困りて皆預め戦務に備え、志同仇に切なり」

○ 越使回滬（越使、滬に回る）「現に、李伯相命を奉じて上海に駐節し、三

省を経略するの策を聞き、特に天津より起程して往きて伯相に謁し、もつて法

人を退くるの策を求むるなり」

一 八八三年六月二十二日（光緒九年五月十八日）

◎ 和戦末議上

○ 越事近報「越南の情形は現に甚だ靜謐なり」

○ 法国近聞「法国の議局、国帑を籌発して越南に飛往するを以て、軍中の経

費を濟けしむ」

○ 法人擬設電線（法人、擬して電線を設けんとす）

一 八八三年六月二十三日（光緒九年五月十九日）

◎ 和戦末議下

○ 法国新報彙録「法国、一戦を求めて以て成功せんと欲するも、殊に得るべ

からざるなり」

○ 法人議服越南（法人、越南を服せしむることを議す）

- 一八八三年六月二十五日（光緒九年五月二十一日）
 ○越南郵報（法將軍の波滑、現に已に海防に抵り、即ちに河内に赴きて接し事を視る）
- 法固守（法固の將軍波滑、事を視るの後、：險要の數処を扱有し、礮堡を建築して以て黒旗の進攻を防ぐ）
- 法固守（法固の大臣：曰う。我が法人兵を越南に用いるも、欧州の各國は隙の乗ずべきなし、と）
- 一八八三年六月二十九日（光緒九年五月二十五日）
 ○論西報多言法國兵強（西報に法國の兵強しと多言するを論ず）
- 越南近聞（是の処は近ごろ甚だ安靜なり）
- 一八八三年七月二日（光緒九年五月二十八日）
 ○電音辨訛（曾襲侯、未だ法廷と越南の事を言及せず）
- 海防郵音（黃黒二旗、未だ法廷と越南の事に聚る）
- 法船赴越（法船、越に赴く）
- 一八八三年七月三日（光緒九年五月二十九日）
 ○論法軍在越情形（法軍の越に在るの情形を論ず）
- 西貢郵音（法國新任の提督は已に黒旗の戕害する所と為る）
- 天津郵音（李伯相の長公子、前に上海に赴き、法國公使と越南の事を商辦す）
- 法國郵音（法國の議局、昨ごろまた聚會して以て東京の事を議す）
- 海防近耗（東京並えて戦事なし）
- 伯相兵備（伯相の兵備）
- 法船將到（法船、將に到らんとす）
- 一八八三年七月四日（光緒九年六月初一日）
 ○閱叻報法國謀越原起書後（叻報の法國越を謀るの原起を閲みて後に書す）
- 電音（李伯相、上海に在りて法公使と会晤す）

○越南近耗（十七の晩、黒旗出て法軍を攻むるも、未だ孰が勝ち孰が負けるやを悉らず）

一八八三年七月五日（光緒九年六月初二日）

○徳国電音（鎮遠鉄艦は詳驗の後を俟ちて即ちに駛して中国に来らんとす）
○都中郵音（戦を以て宜しと為す者は八人あり、その和を主とする者は二人のみ）

○海防近報（法軍の南定に駐守する者は近ごろ多く染まりて痢症あり）
○會議逡伝（法国の新公使、牧師の戕害を將て中国に向いて償を索む）

○西報辨訛（法国の兵船、水雷を被りて撃沈さるとは、その実乃ち子虚の談なり）

○法思洩恨（法、恨を洩さんことを思う）（現に法廷、李元戎の黒旗の俘虜を被るの耗に接有し、大いに震怒を為す）

○天津郵音（和戦の局は尚お驟に決し難く、故に須らく守戦の備を修むべし）

一八八三年七月六日（光緒九年六月初三日）

◎論边防不可廢弛（边防は廢弛すべからざるを論ず）
○法圍郵音（法国、志して遠略に勤むるも、然れども財用は甚だ耗絀するに似たり）

一八八三年七月七日（光緒九年六月初四日）

●西人論法難動衆以攻越（西人、法は衆を動かして以て越を攻め難きを論ず）

一八八三年七月九日（光緒九年六月初六日）

○法人購辦軍火（法人、軍火を購辦す）
○法船赴越（法船、越に赴く）

○越南近耗（法人の越南を謀るは、朝野同心と謂うべし）
○東京近傳（黒旗また法軍と開仗す）

一八八三年七月十一日（光緒九年六月初八日）

◎論中朝請英國勸和（中朝より英國に和を勧めんことを請うを論ず）
○和議難成（和議成り難し）
○海防近耗（黒旗の劉提督、越兵と偕同して南定に進攻す）
○法船赴越（法船、越に赴く）

一 八八三年七月十四日（光緒九年六月十一日）

◎論接外即以安内（接外は即ち安内を以てするを論ず）

○電音（法國は政局を議し、越南の情事に詢及す）

○海防郵音（初一の晩、越南人往きて海防を攻む）

○法國郵音（西貢より海防に至るの電線は、以て興設し難し）

○法軍患病（法軍、病を患う）

○援兵未到（援兵、未だ到らず）

一 八八三年七月十六日（光緒九年六月十三日）

◎論中法事未易調停（中法の事、未だ調停に易からざるを論ず）

●西報論越南事（西報、越南の事を論ず）（中朝は法人と決戦せんと欲する

も、尚お未だ心に顧慮あるを免れず）

○法人不遜（中國今兵を罷めんことを請うも、我が法國は断じて俯允する能

わざるなり）

○法官往越（法官、越に赴く）

○英國郵音（中國の水師に留意するは蓋し越南の役を慮るなり）

一 八八三年七月十七日（光緒九年六月十四日）

○電音彙録（独り法人戦わんと欲するの心あるのみならず、即ち中國もまた

戦わざるを得ざるの勢あり）

○澳國郵音（奧廷、擬して將に出て調停を為さんとするも、また憎を法國に

啓くを恐る）

一 八八三年七月十九日（光緒九年六月十六日）

○公債遥伝（公債遥かに伝わる）（越南の一役、粵中は邇來人情頗る甚だ債

- 激す
- 上海郵音（李伯相、特に具摺して某軍門を保舉し、兵を統べて南下せしむ）
 - 天津郵音（各大臣多くは法人と決戦せんと欲するも、惟だ皇太后のみは則ち意尚お未だ決せず）
 - 法船恃強（法船、強を恃む）
- 一八八三年七月二十四日（光緒九年六月二十一日）
- 論法募華人為兵（法の華人を募りて兵と為すを論ず）
- 一八八三年七月二十五日（光緒九年六月二十二日）
- 論法人欲奪中国所持（法人は中国の恃む所を奪わんと欲するを論ず）
 - 電音彙録（法國の外務大臣曰く、如し軍火を越南に供する者あれば、当に問罪の師を興すべし、と）
 - 津門近報（都中の人民は、法人の事に困り、甚だ憤激を為す）
 - 法船赴越（法船、越に赴く）
- 一八八三年七月二十六日（光緒九年六月二十三日）
- 論法人議封中国海口（法人は中国の海口を封せんと議するを論ず）
 - 法兵多病（法兵多くは病む）
 - 津門近耗（法國は中国の銀一千萬兩を賂補するを須ちて乃ち甲を捲きて退かんとす）
- 一八八三年七月二十七日（光緒九年六月二十四日）
- 論法人以紅河餌各国（法人の紅河を以て各国に餌するを論ず）
 - 船傳失事（船、事を失うと傳う）
- 一八八三年七月二十八日（光緒九年六月二十五日）
- 論辦理越事（越事を辦理するを論ず）
 - 法國電音（法國は擬して兵勇三萬人を調遣し、越南に馳往せしめんとす）
 - 法船来越（法船、越に来る）

○中法近聞（英國の某大臣、曾襲侯と会晤し、談法越の事に及ぶ）

一八八三年八月一日（光緒九年六月二十九日）
○折津郵音（各処の兵民、皆法と開仗せんと欲し、以て敵愾して同仇せんとす）

一八八三年八月四日（光緒九年七月初二日）
○法國駐越船數（法國の越に駐るの船數）

一八八三年八月八日（光緒九年七月初六日）

○海防近耗（黒旗、来たりて海防を攻む）
○天津近耗（法人、中国の各口岸を將て封禁せんと欲し、居民、憤激の辞を出さざるなし）

一八八三年八月九日（光緒九年七月初七日）
○電音彙録（法の議院、越南の事を會議す）

一八八三年八月十五日（光緒九年七月十三日）

○美國郵音（中国、越南の事に因り、經に數委員を派し、前みて外國に到らしめ、軍火を購買せしむ）
○中国近聞（中国の現今の舉動は、之を前日に比すれば、更に留心を覺ゆ。聞くに、軍は三隊に分かれ、その左翼は某河より下りて以て東京に達す）

一八八三年八月十八日（光緒九年七月十六日）
○中国軍兵情形

一八八三年八月二十日（光緒九年七月十八日）

○法人攻越（法人、越を攻む）
○越南近耗（法軍、また越人と交兵す）
○戰船赴越（戰船、越に赴く）

- 一八八三年八月二十一日（光緒九年七月十九日）
- 越南近事（黒旗党は現に新地を拠守して以て根本の地と為す）
- 王弟繼位（王弟、位を継ぐ）
- 中法越三国交渉近聞（定遠の造成の後、駕して華に回らんと欲するも、法
- 国中途に截搶するを深く恐る）
- 奥臣持論（現在、奥国の維也納京中の臣僚會議し、頗る中法兩國の越南の事に於て必ず干戈を動かすを慮る）
- 一八八三年八月二十二日（光緒九年七月二十日）
- 法越近耗（法兵の一隊、海防より起程し海東鎮に進攻するあり）
- 越南軍務近聞（法國の武員、募る所の中国客籍の人を領有し、往きて宣化城を攻めんと欲す）
- 一八八三年八月二十四日（光緒九年七月二十二日）
- ◎論法人必不肯退兵（法人は必ず兵を退けるを肯んぜざるを論ず）
- 越南近耗（法人、募る所の越南の兵勇を督帶し、往きて南定を攻む）
- 一八八三年八月二十五日（光緒九年七月二十三日）
- 法軍敗績続聞
- 為國報効（國の為に報効す）（旧金山に旅居するの華人、特に擬して義勇を召募し、以て國家に報効せんとす）
- 越京被攻（越京、攻を被る）
- 一八八三年八月二十七日（光緒九年七月二十五日）
- 法人示禁（法人、禁を示す）（大法國の安南に住するの水師都統領孤、封口を揭示するの事の為にす）
- 東京近聞（法軍、前に黒旗に敗らるるに因り、新たに募りて兵勇三百名を得る）
- 籌邊近聞（粵督張制憲、擬して再び兵勇を募らんとす）

○越南近事（越南、現に使臣を遣し、哀摺を賚有し、前みて中朝に到り、恭しく冊封を請う）

一八八三年八月二十九日（光緒九年七月二十七日）

○越南近聞（法人、順化城外の砲台を轟撃し、越兵、力を竭して固守するも、翌日、力支える能わず）

○都中近聞（雲貴總督の岑官保、現に兵勇を調有し、：越南に前赴して以て黒旗を助く）

一八八三年八月三十日（光緒九年七月二十八日）

○中法近聞（中国当道の意は藩服を保護するを存す）

○兵勇来粵（兵勇、粵に来る）（越南の事、边防孔だ壘かなるに因り、故に調兵して以て各処に分遣駐禁するに便ならしむ）

一八八三年八月三十一日（光緒九年七月二十九日）

○論边防不宜稍弛（边防は宜しく稍も弛くすべからざるを論ず）

○法軍敗耗（越南は已に法国と和を議す）

一八八三年九月三日（光緒九年八月初三日）

○法軍敗北（華人敵愾（黒旗屢々法人を敗るの後より、義声遠迹に播き、凡そ血氣あるの倫は翕然として同に称えざるなし）

○淮南電音（法人、越廷と議して和約を立つ）

○法越近聞（越王、法人の順化砲台を攻奪するに因り、已に計りて法人と和を議するを決す）

一八八三年九月四日（光緒九年八月初四日）

○越南近耗（越王、現に法人と和を議す）

一八八三年九月五日（光緒九年八月初五日）

◎論中朝欲救越南宜亟發兵（中朝は越南を救わんと欲すれば、宜しく亟かに兵を發すべきを論ず）

○法使憂卒（法使、憂い卒す）

○海防近耗（華人一萬五千、將に越南に赴きて以て戰務を助けんとするあり）

一八八三年九月六日（光緒九年八月初六日）

◎論法越議和（法越和を議するを論ず）

○淮兵又到（淮兵、また到る）

○籌迎統聞（張制憲、委員を派委して兩粵に在りて召募せしむ）

○法人氣沮（法人、氣沮ける）

○法越交兵瑣錄（法兵、腹背に敵を受け、狼狽して逃げ回る）

一八八三年九月七日（光緒九年八月初七日）

●西報論中法交涉事（西報、中法交渉の事を論ず）（中國は越南を度外に置

く）

○美國郵音（法人の越南を謀取するは、殊に寒心を為す）

一八八三年九月八日（光緒九年八月初八日）

○電音彙錄（法廷、中國兵一萬五千の馳せて越南に赴くあるを驚悉して、心殊に慮す）

○越南近聞（法公使、河内に前往す。此の行、蓋し越人を召募して以て一隊

を成さんと欲するなり）

○法軍敗耗（法軍の此の役、疆場に殞命する者は蓋し江東の子弟の數なり。

現に、法人、黒黄二旗の鋭くして当たるべからざるを以て、擬して越人を募りて軍と為し、選びて前鋒と作さんとす）